大学コンソーシアム沖縄　第9回社員総会
議事次第

１．日　時：２０２０年（令和２年）２月２７日（木）１４：００～１７：００

２．場　所：琉球大学　大学本部棟　第一会議室（４階）

３．議　事	資料番号
○　開会挨拶	
（１）理事の改選について	資料1
（２）沖縄学術振興会議資金残余の大学コンソーシアム沖縄への寄附申入れについて	資料2
（３）大学コンソーシアム沖縄の規程の整備について（案）	資料3
（４）今年度の活動報告について	資料4
（５）大学コンソーシアム沖縄 法人活動について	資料5
（６）リーフレットイメージ（案）について	資料6
（７）博士後期課程の学生を対象としたプレＦＤについて	資料7
（８）今後のアカデミック活動の可能性に向けて	資料8
（９）おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会について	資料9
(10) その他	
○　閉会挨拶	

【配布資料】

資料１　　理事の改選について
資料２　　沖縄学術振興会議資金残余の大学コンソーシアム沖縄への寄附申入れについて
資料３　　大学コンソーシアム沖縄の規程の整備について（案）
　　（今年度の活動報告について）
資料４－１　子どもの居場所学生ボランティアセンター概要資料
資料４－２　県民向け公開講座及びＦＤ・ＳＤ事業研修 実施状況一覧
資料４－３　県内大学入試説明会案内チラシ
資料５　　大学コンソーシアム沖縄 法人活動について
資料６　　大学コンソーシアム沖縄リーフレットイメージ（案）
資料７　　博士後期課程の学生を対象にしたプレＦＤについて
資料８　　今後のアカデミック活動の可能性に向けて
資料９　　おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会について

参考資料１　一般社団法人大学コンソーシアム沖縄　第9回社員総会　議事録(写)

資料１

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄　理事の改選について

１．理事の改選の手続について

名桜大学、沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学、県立芸術大学の３大学及び沖縄工業高等専門学校は、令和２年４月１日付で新たに学長及び校長が就任する予定となっていることから、新たに学長及び校長に就任する４者を定款第２４条第２項に基づき、理事として改選するものである。

・定款第１７条第３項に基づき、候補者ごとに改選の議決を行わなければならない。（総正会員の過半数を有する正会員の出席と正会員の議決権の過半数）

２．各理事の氏名、現職、改選の年月日は以下のとおり。　（令和２年２月２７日現在）

No	氏　　名	現　　職	大学・役職（予定）	大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ沖縄役職	就任の年月日（予定）	備　考
１	砂川　昌範（すながわ　まさのり）	人間健康学部長	名桜大学長	理事	令和２年４月１日	
２	金　　永秀（きむ　よんす）	理事 宗教部長	沖縄ｷﾘｽﾄ教学院大学長 沖縄ｷﾘｽﾄ教短期大学長	理事	令和２年４月１日	
３	波多野　泉（はたの　いずみ）	美術工芸学部長	沖縄県立芸術大学長	理事	令和２年４月１日	
４	伊原　博隆（いはら　ひろたか）	熊本大学大学院 先端科学研究部 シニア教授	沖縄工業高等専門学校長	理事	令和２年４月１日	

３．一般社団法人大学コンソーシアム沖縄定款（抜粋）

（決議）

第１７条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

（略）

３　理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（理事の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄　理事の再任について（６月予定総会時）

資料１参考資料

１．理事の再任の手続について

・一般社団法人大学コンソーシアム沖縄定款（これ以降「定款」という）第２４条では、「理事の任期は、選任後、２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」とされていることから、再任の手続が必要となる。

・定款第１７条第３項に基づき、候補者ごとに再任の議決を行わなければならない。（総正会員の過半数を有する正会員の出席と正会員の議決権の過半数）

２．各理事の就任・再任の年月日は以下のとおり。　　（令和２年　月　　日現在）

No	氏名	大学・役職	大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ沖縄・役職	理事就任の年月日	備　考
1	西田　睦	琉球大学長	代表理事	平成 31 年 4 月 1 日	任期満了（残存期間）に伴う
2	砂川　昌範	名桜大学長	理事	令和 2 年 4 月 1 日	任期満了（残存期間）に伴う
3	金　永秀	沖縄キリスト教学院大学長 沖縄キリスト教短期大学長	理事	令和 2 年 4 月 1 日	任期満了（残存期間）に伴う
4	盛口　満	沖縄大学長	理事	平成 31 年 4 月 1 日	任期満了（残存期間）に伴う
5	平田　美紀	沖縄女子短期大学長	理事	平成 31 年 4 月 1 日	任期満了（残存期間）に伴う
6	前津　榮健	沖縄国際大学長	理事	平成 30 年 7 月 3 日	任期満了に伴う
7	波多野　泉	沖縄県立芸術大学長	理事	令和 2 年 4 月 1 日	任期満了（残存期間）に伴う
8	嘉手苅　英子	沖縄県立看護大学長	理事	平成 30 年 7 月 3 日	任期満了に伴う
9	伊原　博隆	沖縄工業高等専門学校長	理事	平成 30 年 7 月 3 日	任期満了（残存期間）に伴う
10	グルース・ハインリッヒ・ピーター・ホースト	沖縄科学技術大学院大学長	理事	平成 30 年 7 月 3 日	任期満了に伴う

３．一般社団法人大学コンソーシアム沖縄定款（抜粋）

（決議）

第１７条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

（略）

３　理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（理事の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

資 料 2

沖縄学術振興会議資金残余の大学コンソーシアム沖縄への寄附申入れについて

令和元年８月２日に瀬名波榮喜大学コンソーシアム沖縄顧問（前名桜大学長）から西田代表理事へ寄附の申入れがあった。

これは、１９９２年に開催された「太平洋学術会議」が、その後、県内の学長や研究者らで構成される「沖縄学術振興会議」として立ち上げられ活動を行っていたが、現在は活動を行っておらず、その役割を大学コンソーシアム沖縄が引き継がれていると考えられるということで、沖縄学術振興会議資金の残余金である２１３，９８９円を寄附したいというものである。

（別紙参考資料・ネットから）

１９９３年　第７回太平洋学術中間会議を沖縄コンベンションセンター　他　で開催

沖縄学術振興会議の活動について



島袋嘉昌

第７回太平洋学術中間会議が1993年６月27日～７月３日の間沖縄コンベンションビューローにおいて盛大に開催されました。この会議は環太平洋諸国における学際的会議(人文、社会、自然）として有名な会議であります。

会議の演出が大変魅力的でありました。沖縄の伝統文化とくに沖縄舞踊をアトラクションとして沖縄県立芸大の学生が見事に実演されました。何の説明もなく、その芸と音楽のかなでる芸術空間に圧倒されました。

研究報告は主として分科会に分かれ１週間バッチリ行われました。出席者は約700名で熱気につつまれていました。

この学問的な雰囲気の火を消してはならないと思い、また、この会議の開催に関連した当時のJSCの一委員として責任を実感しました。

この気持ちを沖縄県の７大学長さんとで相談をして出発したのがいわゆる「沖縄学術振興会議」であります。

下記にこの会議の要項・組織・行事等をご参考までにメモしておきたいと思います。

沖縄学術振興会議要項

(名称)

第１条　本会は沖縄学術振興会議と称する。(Okinawa Science Promotion Council)

(目的)

第２条　本会議の目的は次の通りである。

１．学術情報の収集と普及活動

２．会員相互の協力と懇親

３．学術情報に関する内外の学会その他の団体との連絡・交流

４．総合的な情報網の整備充実。

(事業)

第３条　本会議の事業は次の通りである。

１．学術情報の交換と討議を行う。

２．適時に学術情報に関するニュース・レターを発行する。

３．その他本会議の目的を達成するために適当と認められる事業を行う。

(理事会)

第４条　本会議に理事会をおく。理事は大学の学長とする。

(会員)

第５条　会員は、理事会において推薦し総会の承認を得る。

(役員)

第６条　本会議に次の役員をおく。

顧問若干名、会長１名、副会長２名、常任理事１名、理事若干名、会計監事２名､それぞれ任期は３年とする。

第２項　会長及び副会長は理事会において理事の中から互選する。会長は本会を代表し、会務を総理する。会長は役員を召集し、理事会を開催してその議長となる。

第３項　常任理事は理事会において選任する。

第４項　会計監事は総会において会員の中から互選する。会計監事は本会の会

島袋嘉昌（しまぶくろよしあき　1920年生）
元日本学術会議第３部長、愛知学院大学大学院教授
専門：経営学

計を監査し、総会において報告する。

(顧問)

第７条　本会議に顧問を置くことができる。

第２項　顧問を理事会において推薦し、会員総会にて選任する。

(総会)

第８条　会員総会は毎年２回（春秋）開催し、次のことを討議・決定する。

１．学術情報の交換と討議に関すること。

２．事業計画に関すること。

３．会員の選任に関すること。

４．要項改廃に関すること。

(費用及び会費)

第９条　本会議の運営経費は原則として会員からの会費と寄付金及びその他の収入による。

(会計期間)

第10条　本会議の会計期間は、毎年４月１日より翌年３月31日までとする。

(事務局)

第11条　本会議の事務局は、「The Executive Link」とする。

(細目)

第12条　本会議の事務執行に必要な細目は理事会がこれを定める。

付則

この要項は平成６年８月12日から施行する。

沖縄学術振興会議会員名簿（敬称略）

1997年９月６日現在

顧問

島袋　嘉昌	愛知学院大学教授・元日本学術会議会員（第14期第３部長）
大田　昌秀	沖縄県知事
砂川　恵伸	元琉球大学学長

会長

東江　康治	名桜大学学長

副会長

平敷　令治	沖縄国際大学学長兼理事長
狩俣　真彦	沖縄大学学長

常任理事

瀬名波榮喜	名桜大学教授

理事

桂　　幸昭	琉球大学学長
平敷　令治	沖縄国際大学学長兼理事長
佐久川政一	元沖縄大学学長
阿部　公正	沖縄県立芸術大学学長
東江　康治	名桜大学学長
福地　　孝	沖縄女子短期大学学長
原　　喜美	沖縄キリスト教短期大学学長
狩俣　真彦	沖縄大学学長

会員

稲嶺　恵一	沖縄県経営者協会会長
後藤　政弘	沖縄県経済同友会代表幹事
金城　名輝	沖縄県工業連合会会長
田場　典正	沖縄県生産性本部会長
上間　隆則	琉球大学教授
尚　　弘子	放送大学沖縄ビデオ学習センター長
山里　　清	名桜大学教授
山里　将晃	名桜大学教授
比嘉　幹郎	沖縄フルブライト同窓会長、ブセナリゾート株式会社社長
高嶺　朝幸	沖縄県庁企画開発部長
高宮　広衛	沖縄国際大学教授
國府田佳弘	
上原　方成	
大鶴　正満	

幹事

元山　和仁	沖縄女子短期大学教授

オブザーバー

仲里　栄信	沖縄観光コンベンションビューロー

連絡事務所

宮里由紀子	有限会社エグゼカティブリンク代表取締役

沖縄学術振興会議開催一覧

第1回

日時：1993年8月1日　14：00

場所：沖縄都ホテル

議題：1．本大会設立の趣意と目的
2．事業内容
3．組織・運営
4．連絡事務所
5．運営経費
6．次回の日程・議題・場所
7．その他

第2回

日時：1993年12月23日（木）

場所：沖縄キリスト教短期大学

議題：1．日本学術会議の実情につい
2．各会員の学術情報について
3．沖縄コンベンションビューローの事業について
4．今後の課題
・本会の名称について
・本会の性格について
・会議メモについて
・その他
5．第3回会議開催スケジュールと審議事項について
6．その他

第3回

日時：1994年8月12日（金）16：00

場所：沖縄国際大学　5号館4F

議題：1．日本学術会議事務局庶務課長より情報提供
・地域学術力向上のための「ふるさと学会」開催について
2．島袋先生より
・漢文資料総合学術センターの設置について
2．会議要項の修正
3．諸経費について
4．第4回の開催スケジュールについて

第4回

日時：1995年1月17日（火）16：30

場所：沖縄大学　管理棟4階会議室

議題：1．学術情報等の交換（各学長は5分程度、各会員3分程度内で情報提供）
2．第5回会議について
3．その他

第5回

日時：1995年8月25日（金）16：30

場所：琉球大学　事務局棟4F第1会議室

議題：1．日本学術会議関係情報について
2．日本学術会議九州・沖縄地区シンポジウムの共催について
3．県内の学術情報について（各員学会名とその責任者のリスト）
4．会計報告
5．その他

第6回

日時：1996年3月27日（木）午後4時

場所：沖縄女子短期大学

議題：1．県内学会代表の入会について
2．来年度の事業計画について
3．その他

報告：1．「新しい文明を考える会」について
2．「太平学術会議北京大会」について
3．第8回太平洋学術中間会議について
4．沖縄県地域型研究機関について

第7回

日時：1996年8月22日（木）午後3時

場所：沖縄県立芸術大学　管理棟二階

議題：1．沖縄県学術振興協議会について
2．平和研究所について
3．国際都市オキナワ構想について
4．太平洋学術中間会議フィージー大会について
5．日本学術会議について
6．その他

第8回

日時：1997年3月27日（木）午後4時

場所：名桜大学　本部棟4階第1会議室

議題：1．琉球大学工学研究科博士課程新設について
2．沖縄国際大学地域研究科修士課程新設について
3．沖縄大学学部改革について
4．沖縄県亜熱帯総合研究所について

第9回

日時：1997年9月6日（土）15：00～17：00

場所：沖縄キリスト教短期大学　会議室

議題：1．21世紀の高等教育について
2．衛星利用による高等教育について
3．その他

報告：1．日本学術会関係情報について
2．第8回太平洋学術中間会議について
3．日韓学術会議について
4．その他

資料3

大学コンソーシアム沖縄の規程整備について（案）

【今回制定予定の規程】

番号	規程等名称	施行予定日	頁
1	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄公印取扱規程（案）	R2.4.1	1頁
2	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄謝金支給事務取扱要領（案）	R2.4.1	3頁
3	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄旅費支給事務取扱要領（案）	R2.4.1	7頁
4	一般社団法人大学コンソーシアム後援等名義使用取扱要項（案）	R2.4.1	17頁
5	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄監査に関する申合せ（案）	R2.4.1	27頁

【制定済規程】

番号	規程等名称	制定日	適用日
1	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄組織規則	R1.6.18	H31.4.1
2	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄事務局規程	R1.6.18	H31.4.1
3	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄運営委員会規程	R1.6.18	H31.4.1
4	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄文書取扱規程	R1.6.18	H31.4.1
5	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄非常勤職員就業規則	R1.6.18	H31.4.1
6	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄非常勤職員給与規程	R1.6.18	H31.4.1
7	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄会計規程	R1.6.18	H31.4.1
8	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄旅費規程	R1.6.18	H31.4.1
9	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄個人情報保護規程	R1.6.18	H31.4.1

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄公印取扱規程(案)

令和２年　月　日
制　　定

（目 的）

第１条 この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄において使用する公印の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めるものとする。

（定義及び種類）

第２条 この規程の公印とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、公印の種類は次のとおりとする。

(1) 代表理事実印（代表理事の「代表理事の印」として印鑑登録済の印）
(2) 代表理事丸印（銀行等金融機関届出の印）
(3) 大学コンソーシアム沖縄角印（主として通知等に使用する印）

（印 影）

第３条 公印は、次のとおりとする。

代表理事実印	代表理事丸印	角　　印

（作成等）

第４条 公印の作成、改刻及び廃止の必要を生じた場合は、代表理事の承認を要するものとする。

（管 理）

第５条 代表理事は、必要に応じて第２条に規定する公印を管理する者（以下「公印管理責任者」という）を指名することができる。

２ 公印管理責任者は、公印が不正に使用されることがないように、公印は常に堅固な容器に納め、執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあっては、これを施錠しておかなければならない。

３ 公印管理責任者は、必要あると認めるときは、職員のうちから公印取扱者を指定することができる。

４ 前項の公印取扱者を指定したときは、公印管理責任者は速やかに、代表理事にその旨を報告しなければならない。

（事故報告）

第６条 第２条に規定する公印について、盗難、紛失等の事故があったときは、公印管理責任者は、直ちに、当該公印の種類、事故の内容、その他必要な事項を代表理事に報告しなければならない。当該公印について、偽造、不正使用等の事故があったときも、同様とする。

（使用）

第７条 公印の押印を受けようとする者は、当該文書に係る決裁書を添えて公印管理者又は公印取扱者に提出し、その押印を請求し、公印を押印するものとする。

（公印の使用の特例）

第８条 緊急の事情により発送しようとする文書に決裁済みの原議書を添えることができないときは、その理由を付して公印管理責任者又は公印取扱者（以下「公印管理責任者等」という）に公印の使用を請求することができる。

２ 前項の請求があった場合において公印管理責任者等は、請求の理由が適正であると認めたときは、公印の使用を承認するものとする。この場合において公印管守責任者等は、公印特例使用簿（別紙様式）にその状況を記入しておかなければならない。

３ 公印管理責任者等は前２項の規定により公印を使用させた場合は，決裁済みの原議書の確認等必要な事後措置を速やかにとるものとする。

（改廃）

第９条　この規則の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規程は、令和２年　月　日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄謝金支給事務取扱要領（案）

［令和 2年 月 日 制 定］

（目的）

第１条　この要領は，一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）における謝礼金（以下　「謝金」という。）の支給基準額を定めるとともに，支給に関する事務取扱いについて必要な　事項を定め，当該謝金の支給について適正かつ円滑に実施することを目的とする。

２　本法人ボランティアセンターにおける謝金については、別に定める。

（定義）

第２条　この要領に定める謝金とは，学内外の知識人，研究者，学生及び機関等に講演，指導助言，資料の提供及び実習指導（以下「講演等」といい，別表「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄謝金支給基準単価表」の事項欄に定めるものをいう。）を依頼し，その講演等の実施に対する謝礼として，金銭を以て支給するものをいう。

２　前項に定める講演等において，請負，雇用等として，相手方に債務履行を求めるものはこの取扱要領の対象外とする。

（事前承認）

第３条　本法人において，前条第１項に定める講演等を依頼し，謝金の支給を必要とするときは，講演等実施並びに支出伺（別紙様式第１号）により，予め事務局長の承認を得なければならないものとする。

（実施済報告）

第４条　講演等を実施した場合は，速やかに講演等実施済報告書（別紙様式第２号）により，事務局長に報告しなければならないものとする。

（謝金の支給基準）

第５条　本法人における謝金については，別表「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄謝金支給基準単価表」に示す単価を上限とする。

（その他）

第６条　事務局長は，この取扱要領により難い特別な事情がある場合は，個別の事案毎に予め代表理事と協議のうえ決定するものとする。

（改廃）

第７条　この要領の改廃は，代表理事が行う。

附　則（令和　　年　　月　　日）

１．この要領は，令和　　年　　月　　日から実施する。

別表

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄諸謝金支給基準単価表

事　　項		適用範囲	単　位	基準単価	備　　考
講　演　謝　金		一般講演・特別講演	時間 (但し，30分までは0．5時間とし，30分を超え60分未満の場合は1時間とみなす。)	一律15，000円 (但し，ノーベル賞，フィールズ賞その他これらに相当する賞の受賞者は，1回当たり100，000円とする。)	注）講演等の事前・事後の打合せ等に相当する時間は含まない。
会議等出席謝金			回	20，000円	
原稿執筆謝金	日本語	一般原稿 A4版400字程度	枚	1，600円	
		随想・提言の類 A4版400字程度	枚	1，900円	
		思想・文献の類 A4版400字程度	枚	2，200円	
	外国語	一般原稿 A4版300語程度	枚	4，200円	
		思想・文献の類 A4版300語程度	枚	5，700円	
翻　訳　謝　金	日本語から外国語	A4版300語程度	枚	4，000円	できあがりで判断する。
	外国語から日本語	A4版400字程度	枚	3，000円	
	外国語間	A4版300語程度	枚	5，000円	
同時通訳謝金	英　語	一律	時間	8，000円	
	英語以外の外国語				
逐次通訳謝金	英　語	一律	時間	5，800円	
	英語以外の外国語				
手話通訳謝金		一律	時間	5，000円	
式典等演奏謝金		団体・独奏	回	20，000円	

別紙様式第１号

講演等実施並びに支出伺

起　案　：　令和　　年　　月　　日

決　裁　：　令和　　年　　月　　日

代表理事	事務局長		

伺

下記のとおり講演等〔　　〕を実施してよろしいか伺います。

なお，終了後は，下記の講師等に謝金を支給してよろしいか併せて伺います。

予　　算	
実　施　理　由	
実施月日・時間及び場所	令和　　年　　月　　日（　）　　～ 場所　：
講演等対象者	
講師等氏名・住所及び勤務先等	
所　要　額	単価　×　時間　＝　〇〇〇　円
備　　考	

別紙様式第２号

令和　　年　　月　　日

大学コンソーシアム沖縄
代　表　理　事　　殿

職　　名
氏　　名　　印

講演等実施済報告書

標記講演等〔　　〕を下記のとおり実施しましたので報告します。
ついては，謝金の支出方よろしくお願いします。

記

講演等名

演　　題

内　　容　　（実施内容を具体的に，対応・参加人数及び名簿等を添付して報告すること。）

講　　師

実施期間　　平成　　年　　月　　日（　）～ 平成　　年　　月　　日（　）

実施場所

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄旅費支給取扱要領（案）

令和２年　　月　　日
制　　定

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄旅費支給規程（以下「規程」という。）の解釈及び運用に当たっては，この要領によるものとする。

第４条関係　（旅費の支給手続き）

第１項

１．旅費計算に必要な書類等は，別表１のとおりとし，当該出張申請書（写）に添付して提出する。

第２項

１．仮払いは，外国出張の場合又は国内長期出張（１週間以上）の場合に行う。

第５条関係　（旅費の計算）

１．私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が，その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において，居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは，原則として，当該旅行については，勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

２．外国旅行の場合，１日の旅行において，日当について定額を異にする事由が生じた場合には，額の多い方の定額による日当を支給する。

３．旅費計算書等の様式は，次のとおりとする。

・様式１　出張旅費（概算・精算）計算書

・様式２　取消手数料等請求書

第６条関係　（交通費）

１．沖縄本島内の旅行で，水路旅行の必要がある場合は，当該市町村までの車賃の定額に船賃を加算する。

例）久高島（南城市），津堅島（うるま市）及び水納島（本部町）

２．別に定める車賃の定額は，別表２のとおりとする。

第９関係　（旅費の調整）

１．包括旅行運賃（いわゆるホテルパック料金）を利用した場合の旅費の支給は，次のとおりとする。

・航空運賃往復割引額（但し，適用がない場合は往復額）及び宿泊料の定額の範囲内で，当該ホテルパック料金を支給する。

この場合，ホテルパック料金の領収書に，①料金内訳（航空運賃及び宿泊費以外の鉄道賃等が含まれていないか。）及び②宿泊日数を記載させるものとする。

2．用務地において公用車等を利用した場合，又は車両を借上げた場合等の日当については，２分の１の支給額とする。

なお，旅行先において車両を借り上げた場合の経費については，国内外を問わず，物件費として別途支払うものとする。

3．旅行期間中，用務のない日（移動日を除く。）の日当については，２分の１の支給額とする。

4．次の施設に宿泊する場合の宿泊料については，２分の１の支給額とする。

(1) 公用の宿泊施設（青少年交流の家等，宿泊料を徴収しない施設）を利用する場合

(2) 本法人以外の他の機関の附属宿泊施設を利用する場合で，当該施設の宿泊料（食事代相当額を除くその他の経費）が宿泊料定額の２分の１を超えない場合

(4) 固定宿泊施設以外(車中泊等)を利用する場合

5．旅行者が同一地域に長期に滞在する場合における日当，宿泊料は次のとおりとする。

(1) その地域に到着した日の翌日から起算して，

①滞在日数が30日を超える場合には，その超える日数について定額の10分の１に相当する額をそれぞれの定額から減じた額を支給する。

②滞在日数が60日を超える場合には，その超える日数について定額の10分の２に相当する額をそれぞれの定額から減じた額を支給する。

(2) 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は，前項の滞在日数から除算する。

6．旅行者が旅行中の業務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養（入院を除く。）した場合，当該療養中の日当及び宿泊料については，それぞれ定額の２分の１の支給額とする。

7．当該旅行に支障がない程度で，かつ本人の同意のあることを条件として，旅費減額することができる。

8．旅行日程に休日（旅行日程に含まれる土日祝祭日を除く一般社団法人大学コンソーシアム沖縄非常勤職員就業規則第１７条第１項に規定する休日をいい，年次有給休暇及び特別休暇を含まない。以下同じ。）が隣接し，当該休日の利用による用務地への出発又は用務地からの帰任を当該旅行者が出張申請書に記入の上予め申し出たときは，当該出発又は帰任に係る交通費を支給することができる。ただし，次に掲げる場合はこれを認めない。

(1) 休日が３日以上連続するときにおいて，旅行日程の３日以前に用務地へ出発する場合又は旅行日程の３日目以降に用務地から帰任する場合。（旅行日程の初日又は最終日が土日祝祭日となるときはこの号の「３日」を「２日」に読み替えて適用する。）

(2) 同一用務地において３日以上の休日等を挟む前後に異なる申請に基づく用務がある場合。

(3) 意図的に休日に隣接した旅行日程を設定した場合。

(4) 旅行者が事前に休日を利用しての出発又は帰任の申し出を行わず，事後に申し出た場合。

9．上記11に規定する休日を利用しての用務地への出発及び用務地からの帰任の双方とも休日を利用する場合は交通費を支給しない。

10．上記11に規定する休日を利用しての用務地への出発又は用務地からの帰任に係る交通費が休日を利用しない場合の交通費より高額となるときは，休日を利用しない場合の交通費を上回る額は支給しない。

11．上記11に規定する休日を利用しての用務地への出発又は用務地からの帰任に伴う用務地での滞在に係る日当及び宿泊費は，これを支給しない。

12．用務地以外を経由しての用務地への出発又は用務地からの帰任に係る交通費は支給しない。ただし，用務地以外を経由することが，本法人と用務地との間の交通経路上合理的な乗り継ぎであるときはこの限りでない。

13．旅行日程中に自宅等（単身赴任者の留守宅を含む。）に宿泊するときは，宿泊料を支給しない。

(1) 用務地近隣に自宅等があり，宿泊するときは出張申請書の備考欄へ記入することとする。

(2) 自宅へ宿泊しているにもかかわらず，申し出がなく宿泊料を受給し，その後自宅への宿泊が明らかになった場合は，旅行者本人の責とし，自宅泊に係る分の宿泊料を全額返還するものとする。

別表第１及び第２関係

１．鉄道賃

・片道が５０ｋｍ以上の場合は，普通急行料金を支給することができる。

・片道が１００ｋｍ以上の場合は，特別急行料金を支給することができる。

・上記による場合で，当該列車の客車の全席が座席指定となっている場合に限り，座席指定料金を支給することができる。

・外国旅行において，業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には，寝台料金の実費額を支給することができる。

２．航空賃

・国内旅行において，旅客サービス施設使用料を徴収する空港を利用する場合は，当該旅客サービス施設使用料を加算した額をもって航空賃とする。

・同一経路を往復する場合は，原則として航空運賃往復割引額を上限として支給する。（ただし，往復割引の適用がない場合を除く。）

・国内旅行において，航空券の手配に当たり発券手数料等及び振込手数料が発生した場合は，航空賃に含めて支給できるものとする。ただし，航空運賃往復割引額（適用がない場合は往復額）の範囲内で支給する。

３．日当及び宿泊料

※ 本法人における日当及び宿泊料は，当該料金に基づき計算された旅費の支給により旅行中の経費が充分に賄われるものと考慮し設定した。

・外国旅費に規定する「Ａ地域」とは，次の都市及び地域をいう。

①指定都市 ： シンガポール，ロサンゼルス，ニューヨーク，サンフランシスコ，ワシントン，ジュネーブ，ロンドン，モスクワ，パリ，アブダビ，ジッダ，クウェート，リヤド，アビジャン

②北米地域 ： 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。), グリーンランド, ハワイ諸島, バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。)を除く。)

③欧州地域 ： ヨーロッパ大陸の諸国(フィンランド, スウェーデン, ノルウェー, デンマーク, ドイツ, オランダ, ベルギー, フランス, スイス, オーストリア, イタリア, モナコ, スペイン, ポルトガル, ギリシャ), アイスランド, アイルランド, イギリス, マルタ, キプロス, アゾレス諸島, マディラ諸島, カナリア諸島

④中近東地域 ： アラビア半島, トルコ, シリア, レバノン, イスラエル, パレスチナ, ヨルダン, イラク, クウェート, バーレーン, イラン, アフガニスタン並びにそれらの周辺の島しょ

・外国旅行における機中泊の場合の日当は, B地域の定額とする。
(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)

その他

1．特別の事情により, この要領によりがたい場合は, その都度, 事務局長又は代表理事と協議を行うものとする。

2．この要領の改廃については, 代表理事決裁とする。

附 則

附 則(令和 年 月 日)

1 この要領は, 令和 年 月 日から実施する。

2 前項にかかわらず, 別表2については, 令和 年月 日から適用する。

様式１

出　張　旅　費　（概算・精算）　計　算　書

申請者	所属部局課	職種（又は職業）	氏名	個人番号	計算担当者

概算額	精算額	追給額	返納額	予算部局	
円	円	円	円	（所属部局以外の予算で出張する場合）	

年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃 路程	鉄道賃 運賃	鉄道賃 急行料金	鉄道賃 特別車輌料金	鉄道賃 計	船賃	航空賃	車賃 定額	車賃 実費額	日当 日数	日当 定額	宿泊料 夜数	宿泊料 定額	備考
					km	円	円	円	円	円	円	料	円		円		円	
合計																		

旅行雑費	（区分）	円	旅行雑費（内訳）		消費税区分			
			国内分	円		免税	円	
						不課税	円	
			外国分	円		課税	円	

様式２

取 消 手 数 料 等 請 求 書

大学コンソーシアム沖縄　代表理事　殿

年　　月　　日付け申請の旅行について，下記のとおり取消手数料等が発生しましたので支払方お願いします。

取消手数料等発生理由	(記載例) 出張申請の変更のため 出張申請の取消のため
変更・取消の理由	(詳細に記載願います。)
料　金　区　分	(記載例) 航空運賃のキャンセル料等
請　　求　　額	円　　＊払戻明細書（内訳明細）及び領収書等を添付してください。

上記のとおり請求します。

年　　月　　日

所属部局課

職　　名

氏　　名

別表1

旅費計算に必要な書類等

区　　分	対　　象	添付を必要とする書類等	
国内旅費	航空賃	支払を証明するに足る書類	領収書及び搭乗券半券(注1)
		仮払いを受けようとする場合	請求書又は領収書
		搭乗券半券を紛失した場合	搭乗証明書
	船賃（但し，赴任の場合）	支払を証明するに足る書類	領収書
	出張報告書	部局長等の承認を得たもの	出張報告書(写)
外国旅費	航空賃	支払を証明するに足る書類	領収書(注2)及び搭乗券半券
		仮払いを受けようとする場合	請求書又は見積書(注2)
		搭乗券半券を紛失した場合	搭乗証明書
	鉄道賃	運賃の等級等及びその支払を証明するに足る書類	領収書
	船賃	運賃の等級等及びその支払を証明するに足る書類	領収書
	車賃	支払を証明するに足る書類	領収書
	旅行の行程	行程，宿泊地名及び宿泊施設名，列車，船舶，航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載又は記録したもの	旅行日誌
	旅行雑費	支払を証明するに足る書類	領収書
	出張報告書	部局長等の承認を得たもの	出張報告書(写)
損失となった旅費（取消，払戻手数料等）	旅行の変更若しくは取消した場合の損失額(注3)	支払を証明するに足る書類	払戻明細書，領収書等
旅費の調整	旅費の調整		出張申請書の備考欄等に記入 ①出張先で自宅等へ宿泊する場合 「自宅への宿泊あり(○月○日～○月○日)」等を記入する。 ②出張申請書と異なる出発または帰任の予定がある場合(ただし，取扱要領第7条関係第12に規定する場合に限る) 「○月○日に出発(帰任)する」等を記入する。 ③年次有給休暇及び特別休暇を取得した場合 「○月○日以降年休

			(特休)取得」等を記入する。

※必要な書類を提出しない場合，支給を受けることができない。
(注1)領収書等に明細の記載がない場合は，明細(航空賃，空港使用料，TAX等)がわかる書類を添付すること。
(注2)自己都合による取消，払い戻しの場合は支給を受けることができない。

別表２

沖縄本島内旅行の車賃定額表

（車賃の定額は，片道運賃で円単位）

市町村	車賃の定額
那覇市	520
沖縄市	520
うるま市	780
金武町	1，340
宜野座村	1，520
名護市	1，760
本部町	2，300
今帰仁村	2，430
大宜味村	2，600
国頭村	2，810
東村	2，280
恩納村	1，450
北谷町	700
嘉手納町	900
読谷村	1，080
北中城村	330
豊見城市	690
糸満市	1，020
南風原町	690
与那原町	650
八重瀬町	750
南城市	920
浦添市	380
宜野湾市	360
西原町	490
中城村	200
（瀬底研究施設）	2，110
（奥の山荘）	3，410
（与那演習林）	2，960

＊浦添市，宜野湾市，西原町及び中城村内の旅行は支給しない

市町村	車賃の定額
那覇市	2，460
沖縄市	2，070
うるま市	2，190
金武町	1，540
宜野座村	1，340
名護市	800
今帰仁村	680
大宜味村	1，450
国頭村	1，660
東村	1，110
恩納村	1，540
北谷町	2，350
嘉手納町	2，060
読谷村	2，090
宜野湾市	2，200
北中城村	1，970
中城村	2，420
西原町	2，480
浦添市	2，370
豊見城市	2，850
糸満市	2，910
南風原町	2，560
与那原町	2，560
八重瀬町	2，620
南城市	2，840
本部町	200
（与那演習林）	1，810
（奥の山荘）	2，260

＊本部町内の旅行は支給しない（招聘者を除く）。

市町村	車賃の定額
那覇市	3，000
沖縄市	2，680
うるま市	2，690
金武町	1，970
宜野座村	1，770
名護市	1，280
本部町	1，680
今帰仁村	1，570
大宜味村	530
東村	890
恩納村	1，970
北谷町	2，780
嘉手納町	2，490
読谷村	2，520
宜野湾市	2，930
北中城村	2，810
中城村	3，110
西原町	3，330
浦添市	2，940
豊見城市	3，470
糸満市	3，550
南風原町	3，350
与那原町	3，350
八重瀬町	3，410
南城市	3，650
国頭村	150

＊国頭村内の旅行は支給しない（招聘者を除く）。

※なお，＊印の市町村を含む２箇所以上で用務がある場合は，当該＊印の市町村は車賃の計算対象から除き，支給することとする。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄後援等名義使用取扱要項（案）

（令和２年　月　日 制定）

（趣旨）

第１条 この要項は，大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）が，本法人以外の団体が行う公益的な事業又は行事（以下「事業等」という。）を後援，共催，協賛（以下「後援等」という。）することに関し，必要な事項を定める。

（名義）

第２条 後援等について使用を許可する名義は，「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄」又は「大学コンソーシアム沖縄」とする。

（許可の基準）

第３条 代表理事は，事業等を主催する団体から後援等名義使用の申請があったときは，次の各項に掲げる基準により審査の上，これを許可するものとする。

２　事業等を主催する団体の基準

(1) 国又は地方公共団体

(2) 学校及び学校の連合体

(3) 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし宗教法人は除く。）

(4) その他，適当であると認める団体

３　事業等の主催者，役員及び関係者等の基準

(1) 主催者の存在が明確であること。

(2) 事業等を主催する団体の役員，その他関係者が信用し得る者であること。

(3) 講習会等にあっては，その講師が事業内容に適当な者であること。

４　事業等内容の基準

(1) 教育，学術，医療，文化，国際交流，芸術及びスポーツの普及向上に寄与するもの

(2) 当該事業等の規模が広範囲にわたるものであることとし，原則として，市町村の一部の地域に限られたものは認めない。

(3) 当該事業等の開催場所は，公衆衛生，災害防止について十分の設備措置が講じられていること。

５　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については，許可しない。

(1) 宗教的又は政治的目的をもつ活動又はこれらに類する活動のもの

(2) 主として，営利を目的としたもの

(3) その他，不適当と認めるもの

（申請の手続き）

第４条 後援等名義使用の許可を受けようとする団体は，後援等許可申請書（様式第１号）又はこれに準ずる任意の書式の申請書を，原則として事業等を開始しようとする日の２週間前までに，代表理事に申請しなければならない。この場合，次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 団体の存在，基礎及び役員等を明らかにする書類

(2) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類

(3) その他参考となる書類

（使用の許可）

第５条 学長は，後援等名義使用を許可したときは，当該申請団体に対し，後援等許可書（様式第２号）を交付するものとする。

（許可の条件）

第６条 許可に際しては，次に掲げる条件を付すことができる。

(1) 許可を受けた団体は，申請当時の事業計画に変更があった場合は，直ちに届け出ること。

(2) 許可を受けた団体は，事業等終了後は，直ちにその結果につき報告書（様式第３号）を提出すること。

(3) 事業等を行うに当たっては，原則として本法人は経費を負担支出しないこと。

（事務）

第７条 後援等名義に関する事務は，本法人事務局において行う。

（改廃）

第８条 この要項の改廃は，代表理事が行う。

附 則

この要項は，令和　　年　　月　　日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

後 援 等 許 可 申 請 書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄
代 表 理 事　殿

団 体 名

代表者氏名　　印

所 在 地

電 話 番 号

下記の行事を実施するにあたり，大学コンソーシアム沖縄の（後援・共催・協賛・協力）について許可を申請します。

記

１．事業の名称

２．日　　程

３．開 催 場 所

４．趣旨及び目的

５．他の主催，共催，後援等団体（予定を含む）

６．参　加　者（対象者，予定参加者数）

様式第２号（第５条関係）

後 援 等 許 可 書

令和　　年　　月　　日

団 体 名

代表者氏名　　殿

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄
代 表 理 事　　印

令和　　年　　月　　日付で申請のあったことについては，下記により許可します。

記

１．対象事業名

２．日　程

３．開 催 場 所

４．許可の条件

５．そ の 他

様式第１号（第４条関係）

後 援 等 許 可 申 請 書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄
代 表 理 事　殿

団 体 名

代表者氏名　　印

所 在 地

電 話 番 号

下記の行事を実施するにあたり，大学コンソーシアム沖縄の（後援・共催・協賛）について許可を申請します。

記

１．事業の名称

２．日　　程

３．開 催 場 所

４．趣旨及び目的

５．他の主催，共催，後援等団体（予定を含む）

６．参　加　者（対象者，予定参加者数）

様式第２号（第５条関係）

後 援 等 許 可 書

令和　　年　　月　　日

団 体 名

代表者氏名　　殿

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄
代 表 理 事　　印

令和　　年　　月　　日付で申請のあったことについては，下記により許可します。

記

１．対象事業名

２．日　程

３．開 催 場 所

４．許可の条件

５．そ の 他

様式第３号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄
代　表　理　事　　殿

団 体 名

代表者氏名　　印

所 在 地

電 話 番 号

令和　　年　　月　　日付けに基づく実施終了報告について，下記のとおり報告します。

記

事業報告

１．事業の名称

２．日　　程

３．開 催 場 所

４．実 施 概 要

５．参　加　者

６．所見（効果等）

７．そ　の　他

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄監査に関する申合せ（案）

［令和２年　月　日
制　　定］

（趣旨）

１　この申合せは、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄組織規則（以下「規則」という。）第４条第２項の規定に基づき、監査人の監査に関し必要な事項を定める。

（監査人の指名及び任期）

２　代表理事は、次の表に基づき、理事のうちから監査人２人を指名する。

監査人の任期は、２年とする。ただし、任期満了前に理事が退任した場合の後任監査人の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

指名する順番	１	２	３	４	５	６	７	８	９	１０
大学等名	琉球大学	沖縄ｷﾘｽﾄ教学院大学・沖縄ｷﾘｽﾄ教短期大学	沖縄大学	沖縄女子短期大学	沖縄国際大学	沖縄県立芸術大学	名桜大学	沖縄県立看護大学	沖縄工業高等専門学校	沖縄科学技術大学院大学

（監査人の権限）

３　監査人は、いつでも、規則第３条に規定する業務執行機関及び規則第７条に規定する事務局に対して事業及び事務の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（監査の方法）

４　監査は、書面及び実地により行う。監査において、本法人の役員及び職員は、監査人から説明又は資料の提供を求められた場合には、積極的に協力するものとし、正当な理由なく、これを拒むことができない。

（監査報告）

５　監査人は、監査を行った場合において、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表理事又は社員総会に意見を提出することができる。

監査人は、事業年度の終了後３ヶ月以内に、当該事業年度の決算書類及び事業報告書を監査し、その結果を社員総会に報告しなければならない。

６　この申合せの改廃は、社員総会の議を経て、代表理事が行う。

附　則

この申合せは、令和２年　月　日から施行する。

資料４－１

University Consortium Okinawa

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄

子どもの居場所学生ボランティアセンター概要資料

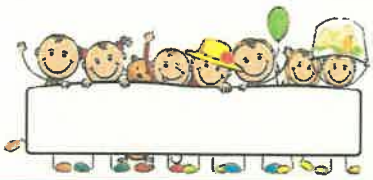

子どもの居場所学生ボランティアセンターとは

内閣府

沖縄子供の貧困緊急対策事業

沖縄県

子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業

一般社団法人　大学コンソーシアム沖縄

子どもの居場所学生ボランティアセンター

子どもの居場所学生ボランティアセンター概要

設　立

設　立：平成２８年４月１４日

体　制

センター長	本村　真　（琉球大学　人文社会学部　人間社会学科　教授）
副センター長	上原　健二　（沖縄女子短期大学　児童教育学科　准教授）
	大城　美樹雄　（名桜大学　国際学群　国際学類　准教授）
	知名　孝　（沖縄国際大学　総合文化学部　人間福祉学科　准教授）
	渡久山　朝裕　（沖縄県立看護大学　看護学部　看護学科　准教授）
コーディネーター	砂川　育子　、　玉城　　福子
事務補佐員	大城　愛梨　、　渡慶次　美奈子

（50音順で記載）

3

子どもの居場所学生ボランティアセンターのしくみ

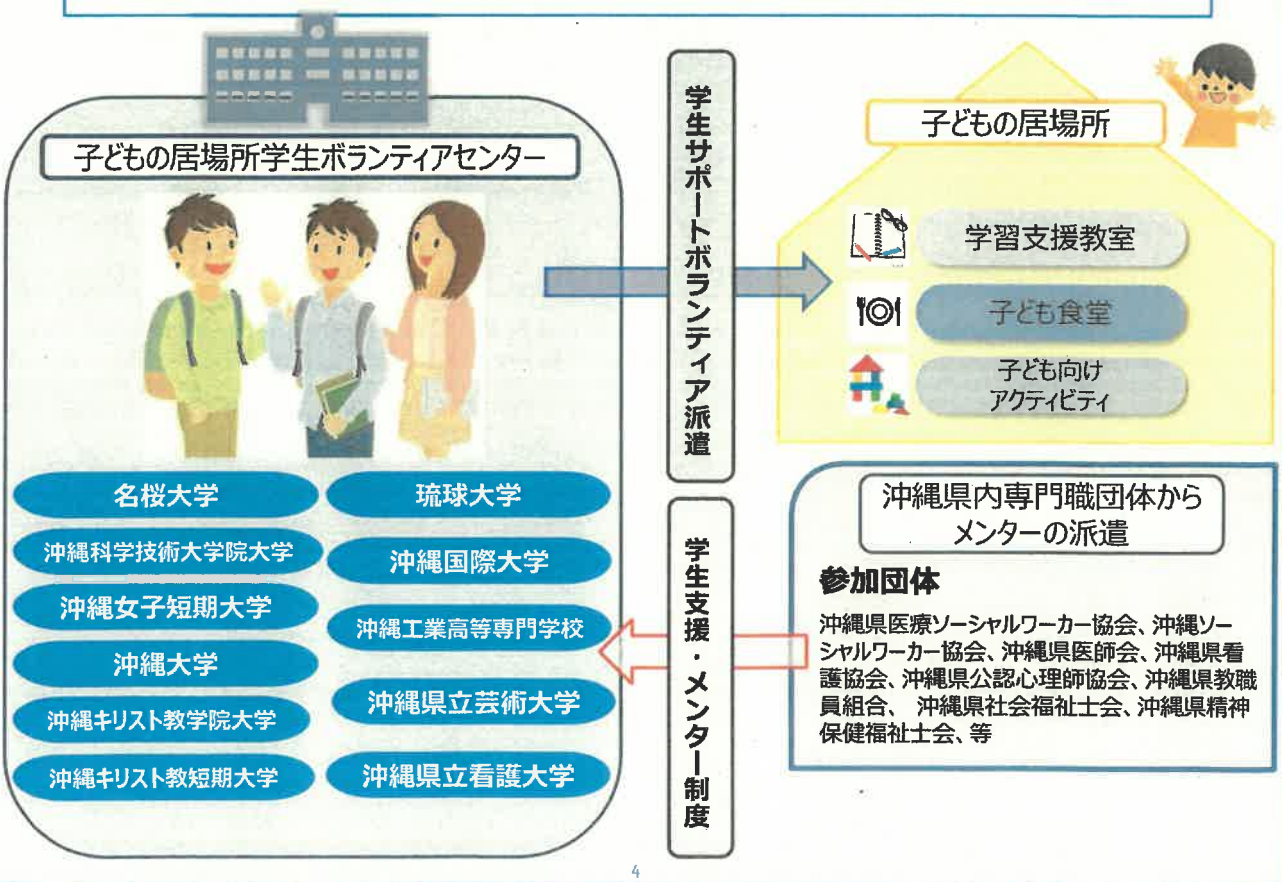

4

学生派遣によって期待される効果



お兄さん
お姉さん
的存在



居場所における安心感の向上

学校生活への参加意欲の高まり



自己肯定感の向上

居場所における他の活動

5

学生が子どもの居場所へ派遣されるまでの流れ

学生からの応募

↓

事前研修会の受講

↓

学生サポートボランティアとしての登録

↓

学生の希望と子どもの居場所とのマッチング

↓

子どもの居場所へ学生を派遣

6

学生への処遇

受託事業費より

- ボランティア保険の加入費
- 自宅から子どもの居場所までの交通費

寄 付 金 よ り

- ボランティア活動において、１時間あたり７６０円の謝金を支給

7

学生へのサポート・・・メンター制度

沖縄県内専門職団体からメンターの派遣

悩み

アドバイス

仲間との悩みの共有

異なる大学、学年で少人数のグループを形成
＝
ピア・グループ

参加団体

- 沖縄県医療ソーシャルワーカー協会
- 沖縄ソーシャルワーカー協会
- 沖縄県医師会
- 沖縄県看護協会
- 沖縄県公認心理師協会
- 沖縄県教職員組合
- 沖縄県社会福祉士会
- 沖縄県精神保健福祉士会　等



8

学生サポートボランティア事前研修会の開催

講義内容

- （コーディネーター） ボランティアセンターの概要説明（心得等）
- （コーディネーター） 子供の貧困緊急対策事業概要（沖縄県資料）
- （社会福祉士･児童福祉司） ソーシャルワークの基礎
- （居場所スタッフ） 子どもの居場所関係者による現場からの声
- （学生ボランティア） 学生ボランティアによる現場からの声
- （弁護士） 子どもたちの人権について

2019年度開催

	日 時	場 所	参加人数
第１回	2019年4月21日（日）	琉球大学	122
第２回	2019年5月26日（日）	名桜大学	53
第３回	2019年11月10日（日）	沖縄大学	68
		合計	243

9

学生サポートボランティア事前研修会の様子









10

ピアグループ＆メンター制度の実施

学生サポートボランティアをする「仲間（ピア）」同士が集まる機会を設け、同時に対人援助の専門家に「助言者（メンター）」として話を聴いて頂くことで、ボランティア活動で生じた悩みの解消を図ることを目的とする。





●メンター実施状況（2019年度）

	参加回数（回）	参加人数（人）	大学別参加人数（人）
第１期（８月）	1	19	琉球大学8名、沖縄国際大学8名、沖縄県立看護大学3名
第２期（10月、11月）	2	10	琉球大学1名、名桜大学7名、沖縄女子短期大学1名、沖縄国際大学1名
第３期（3月予定）	—	—	—

学生サポートボランティア派遣状況

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
市町村より推薦を受けた居場所数	55	82	114	139
派遣希望居場所数	※	※	92	110
派遣居場所数	22	45	72	80
派遣市町村数	13	20	23	24
事前研修会受講者数	105	228	240	243
サポートボランティア登録学生数	76	172	205	237
学生派遣人数	50	122	180	185

（2020年1月末時点）

※派遣希望居場所数について統計開始が2018年度以降のため、それ以前はデータなし

2018年度大学別派遣状況

大学名	派遣人数	定期	不定期	離島	事前研修受講者数	登録者数
琉球大学	77	60	10	24	88	84
沖縄キリスト教学院大学	0	0	0	0	7	3
沖縄キリスト教短期大学	2	2	0	1	14	4
沖縄大学	7	7	2	0	10	9
沖縄女子短期大学	16	15	1	2	24	16
沖縄国際大学	27	26	1	5	34	28
沖縄県立芸術大学	2	1	2	0	0	2
名桜大学	27	22	2	6	40	32
沖縄県立看護大学	17	15	2	4	18	22
沖縄工業高等専門学校	4	3	1	2	4	4
ＯＩＳＴ	1	1	0	0	1	1
【合計】	175	152	21	44	240	205

（2019年3月末時点）

13

2019年度大学別派遣状況

大学名	派遣人数	定期	不定期	離島	事前研修受講者数	登録者数
琉球大学	80	71	13	15	103	94
沖縄キリスト教学院大学	0	0	0	0	0	0
沖縄キリスト教短期大学	4	4	0	1	12	10
沖縄大学	4	4	1	1	14	8
沖縄女子短期大学	16	14	5	1	17	19
沖縄国際大学	26	26	1	4	32	27
沖縄県立芸術大学	2	2	0	0	6	2
名桜大学	42	39	6	4	54	58
沖縄県立看護大学	8	8	1	1	4	15
沖縄工業高等専門学校	2	2	0	1	1	3
ＯＩＳＴ	1	1	0	0	0	1
【合計】	185	171	27	28	243	237

（2020年1月末時点）

14

島嶼地域の子どもの居場所への派遣

大学のない離島の子どもの居場所では、普段大学生と触れ合う機会が少ないために、学生サポートボランティアの派遣を望む声も大きい。これに応えるべく、子どもの居場所学生ボランティアセンターでは、学生の長期休暇を利用し、短期集中派遣を行っている。

2016度～2019年度

離島名	2016年度 派遣人数（居場所数）	2017年度 派遣人数（居場所数）	2018年度・夏 派遣人数（居場所数）	2018年度・春 派遣人数（居場所数）	2019年度・夏 派遣人数（居場所数）	2019年度・春 派遣人数（居場所数）
石垣島	2人（1ヶ所）	10人（1ヶ所）	14人（4ヶ所）	3人（4ヶ所）	10人（4ヶ所）	4人（4ヶ所）
宮古島	4人（3ヶ所）	20人（5ヶ所）	20人（5ヶ所）	7人（5ヶ所）	12人（6ヶ所）	4人（3ヶ所）
多良間島	0人（0ヶ所）	4人（1ヶ所）	3人（1ヶ所）	1人（1ヶ所）	2人（1ヶ所）	1人（1ヶ所）
伊平屋村	—	—	—	2人（1ヶ所）	3人（1ヶ所）	2人（1ヶ所）
南大東村	—	—	—	2人（2ヶ所）	2人（2ヶ所）	2人（2ヶ所）
【合計】	6人（4ヶ所）	33人※1（7か所）	34人※2（10か所）	14人※3（13か所）	28人※4（14か所）	12人※5（11か所）

※1 宮古島と多良間島の２か所で活動した学生１名が重複。※4 宮古島と多良間島の２か所で活動した学生1名が重複。
※2 宮古島と多良間島の２か所で活動した学生３名が重複。※5 宮古島と多良間島の２か所で活動した学生1名が重複。
※3 宮古島と多良間島の２か所で活動した学生１名が重複。

15

子どもの居場所学生ボランティアセンター主催　研修会＆シンポジウム

沖縄県内の子どもを取り巻く実情や、国内の先進的取組みに関する研修会として実施。学生のスキルアップ及び一般市民への子ども支援への理解を深めることを目的とし、『発達障害児の支援を学ぶ～みんなが居心地の良い子どもの居場所を目指して～』と題して、研修会を開催した。

日　　時：２０１９年１２月１５日（日）１０：００～１２：００
場　　所：沖縄国際大学　１３号館　３０２教室
対　　象：学生サポートボランティアに登録する学生/一般市民
参加人数：４０名

■基調講演
テーマ：「発達障害児の支援を学ぶ～みんなが居心地の良い子どもの居場所を目指して～」
講　師：知名 孝 氏（沖縄国際大学　准教授）





16

今後のスケジュール（2019年度）①

- 琉球宇温基金から一般社団法人大学コンソーシアム沖縄への助成金贈呈式
  - 日時：2020年2月25日（火）9:30～9:50
  - 会場：琉球大学　大学本部管理棟　学長室
- 公益財団オリオンビール奨学財団から一般社団法人大学コンソーシアム沖縄への寄付贈呈式
  - 日時：2020年2月25日（火）16:30～17:00
  - 会場：琉球大学　大学本部管理棟　学長室
- 沖縄県酒造組合から一般社団法人大学コンソーシアム沖縄への寄付贈呈式
  - 調整中

17

今後のスケジュール（2019年度）②

- 学生サポートボランティア同士の大交流会withメンター
  - 日時：2020年3月で2回を予定
  - 会場：北部、南部の2か所を予定
  - 内容：学生サポートボランティア同士の交流・情報交換、悩みに対するメンター（対人援助職）からのアドバイス
- 子どもの居場所学生ボランティアセンター活動報告会（第４回）
  - 日時：2020年3月26日（木）16:30～18:00
  - 会場：内閣府沖縄総合事務局　2階　共同会議室Ｄ・Ｅ
  - 内容：寄附者への活動報告

今後のスケジュール（2020年度）

- 4月　各大学・学校でのPR活動
- 4月　事前研修会の開催（予定）
- 5月　事前研修会の開催（予定）

17

寄附金一覧（2016年度～2019年度）

寄附金収入

（単位：円）

	寄附団体名	寄附金		備考
2016年度	一般財団法人オリオンビール奨学金財団 （現在、公益財団法人オリオンビール奨学財団）	5,000,000	21,510,000	
	沖縄県酒造組合	4,500,000		
	株式会社國場組	10,000,000		
	株式会社日本トランスオーシャン航空	2,000,000		航空チケット（上限100万×3年＝300万円相当）
	寺田克彦（テラ・ウェブ・クリエイト）	10,000		
2017年度	株式会社MUGEN	120,000	6,320,000	
	株式会社MUGEN	100,000		
	公益財団法人オリオンビール奨学財団	5,000,000		
	沖縄県酒造組合	1,000,000		
	J・TAP協力会	100,000		離島派遣時の宿泊費として
2018年度	沖縄法政学会	254,786	6,254,786	
	公益財団法人オリオンビール奨学財団	5,000,000		
	沖縄県酒造組合	1,000,000		
2019年度	個人（匿名）	100,000	5,440,000	
	株式会社MUGEN	40,000		
	公益財団法人オリオンビール奨学財団（2/25予定）	5,000,000		
	琉球宇温基金（2/25予定）	300,000		離島派遣学生に対する謝金に限る

※2020年3月中に沖縄県酒造組合より100万円の寄附がある予定。

寄附金支出（学生への謝金支払い額・航空チケット）

（単位：円）

年度	寄付収入	謝金	寄付残高	航空チケット使用額	航空チケット残額	離島派遣宿泊費使用額	離島派遣宿泊費残額
2016年度	21,510,000	1,079,225	20,430,775		3,000,000		
2017年度	6,320,000	4,952,500	21,798,275	913,500	2,086,500		100,000
2018年度	6,254,786	8,260,990	19,792,071	917,000	1,169,500	100,000	0
2019年度	5,440,000	9,065,660	16,166,411	701,500	468,000		

（2020年1月分の謝金の支払いまで反映）

子どもの居場所（協定締結済み）一覧
【2019年度（新規）】

No	市町村名	運営主体	居場所名	運営主体		締結年月日
				市町村	その他	
1	那覇市	グロリアキッズクラブ	グロリアキッズクラブ		○	2020年1月23日
2	浦添市	はっぴーていだクラブ	はっぴーていだクラブ		○	2019年12月16日
3	うるま市	なかすき児童センター	ももたまな		○	2019年11月21日
4	名護市	aube屋部の浦食堂実行委員会	aube屋部の浦食堂		○	2019年10月25日
5	那覇市	首里城下町クリニック内町の自習室	町の自習室		○	2019年9月11日
6	宜野湾市	宜野湾市福祉推進部　児童家庭課	Teen support room 沖種	○		2019年9月11日
7	那覇市	NPO法人にじのはしファンド にじの森文庫	にじの森文庫		○	2019年8月5日
8	那覇市	シオンハウス育成会	松川子ども広場		○	2019年8月2日
9	那覇市	子ども支援小禄にじの会	子ども支援小禄にじの会		○	2019年7月19日
10	浦添市	浦添市立内間児童センター	内間児童センター		○	2019年6月18日
11	南城市	一般社団法人とみ会	BIG MAMA HOUSE		○	2019年6月7日
12	糸満市	糸満市立西崎太陽児童センター	糸満市立西崎太陽児童センター		○	2019年5月20日
13	浦添市	株式会社トライグループ	浦添市てだこ未来学習支援型居場所		○	2019年4月17日

子どもの居場所（協定締結済み）一覧
【平成2016～2018年度】

No	市町村名	運営主体	居場所名	運営主体		締結年月日
				市町村	その他	
1	うるま市	株式会社レキオス	あじま一家		○	2019年2月28日
2	浦添市	仲西夢サポートセンター	仲西夢サポートセンター		○	2019年2月25日
3	南大東村	南大東村	夢クラブ	○		2019年2月7日
4	南大東村	南大東村	南大東村夢クラブ	○		2019年2月7日
5	沖縄市	学習支援ひろば　くじら寺小屋	学習支援ひろば　くじら寺子屋		○	2018年10月15日
6	那覇市	宇栄原団地自治会	すこやか宇栄原っ子		○	2018年9月12日
7	沖縄市	一般社団法人おきなわジュニア科学クラブ	美ら団子		○	2018年9月1日
8	那覇市	一般社団法人琉球フィルハーモニック	ジュニアジャズオーケストラおきなわ那覇ウェスト		○	2018年8月20日
9	国頭村	国頭村役場　福祉課	スマイル☆キッズルーム	○		2018年8月17日
10	宜野座村	一般社団法人Estage（エステージ）	えーる		○	2018年8月1日
11	宮古島市	NPO法人いけま福祉支援センター	みんなのおうち		○	2018年7月30日
12	石垣市	アルファ進学スクール	子どもホッ！とステーション未来塾		○	2018年7月30日
13	石垣市	石垣市子どもセンター	石垣市子どもセンター		○	2018年7月30日
14	石垣市	まきら子どもホッと！ステーション	まきら子どもホッ！とステーション		○	2018年7月30日
15	那覇市	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会	ティーダ・わらび～教室		○	2018年7月27日
16	那覇市	那覇市社会福祉協議会	小禄北地域福祉推進会		○	2018年7月25日
17	西原町	西原町役場	わくわく教室	○		2018年7月23日
18	名護市	名護市営市場子ども食堂	名護市営市場子ども食堂		○	2018年7月7日
19	那覇市	ほのぼのプロジェクト	ほのぼのヒロバ		○	2018年6月20日
20	中城村	社会福祉法人中城社会福祉協議会	子どもの居場所　わらびいくらぶ		○	2018年6月18日
21	沖縄市	一般社団法人子どもフードバンクKFB	子どもカフェ		○	2018年6月18日
22	北中城村	北中城村　福祉課	仲順児童館	○		2018年4月30日
23	北中城村	北中城村　福祉課	島袋児童館	○		2018年4月30日
24	沖縄市	特定非営利活動法人たのしい教育研究所	沖縄市出前児童館キッズデポ		○	2018年3月15日
25	うるま市	一般社団法人りあん	中学生の居場所つくり・子ども食堂みどり町児童センター		○	2018年2月28日

26	うるま市	一般社団法人りあん	屋慶名児童館 中・高生居場所事業「びーぐ」		○	2018年2月28日
27	宜野湾市	我如古知事会	我如古青少年育成塾「ゆーでぃき家一」		○	2018年1月9日
28	西原町	上原自治会	上原自治会子ども居場所			2017年12月11日
29	那覇市	お結び珈琲　訓	お結びキッズクラブ		○	2017年12月6日
30	那覇市	NPO法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい	kukulu		○	2017年11月16日
31	うるま市	NPO法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい	b＆gからふる田場		○	2017年11月16日
32	うるま市	NPO法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい	うるまkukulu		○	2017年11月16日
33	大宜味村	ぶながやっ子ハウス	ぶながやっ子ハウス		○	2017年11月7日
34	多良間島	一般社団法人教育振興会	多良間村営塾		○	2017年8月17日
35	宮古島市	一般社団法人教育振興会	宮古島第3教室「サシバ」		○	2017年8月17日
36	伊平屋村	一般社団法人教育振興会	わくわくクラブ		○	2017年8月17日
37	与那原	つなひき無料学習塾	つなひき無料学習塾		○	2017年8月9日
38	八重瀬町	八重瀬町社会福祉協議会	シーちゃん　きっず食堂		○	2017年8月2日
39	糸満市	糸満がじゅまるセンター	糸満がじゅまる児童センター		○	2017年8月1日
40	豊見城市	特定非営利活動法人かなえ	子ども未来塾（かなえ）		○	2017年7月31日
41	石垣市	株式会社ゆにばいしがき	子どもホッ！とステーション		○	2017年7月28日
42	宮古島市	セレブラム教育システム株式会社	セレブラム※沖縄県推薦		○	2017年7月26日
43	宮古島市	セレブラム教育システム株式会社	学習支援教室まなびやぁ		○	2017年7月26日
44	西原町	県営坂田高層住宅自治会	県営坂田高層住宅自治会		○	2017年7月11日
45	那覇市	安謝新都心子ども広場	安謝新都心こども広場		○	2017年7月8日
46	那覇市	那覇市母子生活支援施設センターさくら	那覇市母子生活支援センターさくら		○	2017年7月7日
47	豊見城市	社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会	子ども未来塾（まかぶ）		○	2017年6月26日
48	豊見城市	社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会	子ども未来塾（とみぐすく）		○	2017年6月26日
49	豊見城市	社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会	子ども未来塾（いらは）		○	2017年6月26日
50	南風原町	南風原町新川自治会	放課後子どもルーム		○	2017年6月16日
51	那覇市	一般社団法人ビクトリーチャーチ	子供の広場in那覇		○	2017年6月13日
52	那覇市	小学生ユイマール塾よぎ・なかいま	ユーマール塾よぎ		○	2017年6月9日
53	那覇市	小学生ユイマール塾よぎ・なかいま	ユイマール塾なかいま		○	2017年6月9日

54	宜野湾市	普天間やまがっこう	普天間やまがっこう		○	2017年5月23日
55	宮古島市	沖縄県社会福祉事業団漲水学園	漲水学園学習塾		○	2017年3月3日
56	宜野湾市	普天間3区自治会	普天間3区こども居場所		○	2017年2月22日
57	与那原	一般社団法人きっずまぁる	まぁる家よなばる		○	2017年1月22日
58	那覇市	松尾二丁目自治会	松尾2丁目自治会		○	2016年12月28日
59	浦添市	株式会社りゅうせきビジネスサービス	サポートルームわらわら（那覇工業高等学校内）※沖縄県推薦		○	2016年12月15日
60	沖縄市	株式会社りゅうせきビジネスサービス	県立学校の居場所づくり事業（美里高校）※沖縄県推薦		○	2016年12月15日
61	宜野湾市	株式会社りゅうせきビジネスサービス	県立学校の居場所づくり事業（中部商業高校）※沖縄県推薦		○	2016年12月15日
62	豊見城市	株式会社りゅうせきビジネスサービス	サポートルーム若葉（南部農林高等学校内）※沖縄県推薦		○	2016年12月15日
63	那覇市	株式会社りゅうせきビジネスサービス	県立学校の居場所づくり事業（真和志高校）※沖縄県推薦		○	2016年12月15日
64	宮古島市	NPO法人あらた	あらた		○	2016年12月13日
65	浦添市	NPO法人エンカレッジ	NPO法人エンカレッジ 浦添てだこ学習支援教室		○	2016年12月12日
66	浦添市	NPO法人エンカレッジ	NPO法人エンカレッジ 浦添てだこ第二学習支援教室		○	2016年12月12日
67	うるま市	NPO法人エンカレッジ	ゆう力家具志川教室		○	2016年12月12日
68	うるま市	NPO法人エンカレッジ	ゆう力家塾（石川教室）		○	2016年12月12日
69	うるま市	NPO法人エンカレッジ	ゆう力家塾（与勝教室）		○	2016年12月12日
70	北谷町	NPO法人エンカレッジ	NPO法人エンカレッジ　ちーたん塾		○	2016年12月12日
71	豊見城市	NPO法人エンカレッジ	NPO法人エンカレッジ豊見城教室		○	2016年12月12日
72	西原町	NPO法人エンカレッジ	エンカレッジ西原がじゅまーる教室		○	2016年12月12日
73	宮古島市	NPO法人エンカレッジ	デイゴ学習支援教室		○	2016年12月12日
74	読谷村	NPO法人エンカレッジ	エンカレッジ読谷学習支援第2教室		○	2016年12月12日
75	那覇市	NPO法人エンカレッジ	NPO法人エンカレッジ泉崎教室		○	2016年12月12日
76	那覇市	NPO法人エンカレッジ	NPO法人エンカレッジ真和志教室		○	2016年12月12日
77	那覇市	一般社団法人UTT	地域子ども・若者プラザUTT※沖縄県推薦		○	2016年12月8日
78	読谷村	一般社団法人うちなーからはーい	JIJIKIDS		○	2016年11月11日
79	中城村	久場っ子クラブ	久場っ子クラブ		○	2016年11月11日
80	沖縄市	夢空間たんぽぽ	夢空間たんぽぽ		○	2016年11月11日
81	那覇市	一般社団法人おきなわ子育てライフサポートセンター	たのしくやろう！しゅくだい教室		○	2016年10月20日

82	那覇市	一般社団法人おきなわ子育てライフサポートセンター	すい・子ども食堂		○	2016年10月20日
83	沖縄市	NPO法人ももやま子ども食堂	ももやま子ども食堂		○	2016年10月17日
84	那覇市	R・Kアカデミー	R・Kアカデミー		○	2016年10月4日
85	南城市	社会福祉法人南城市社会福祉協議会	ほっとハウスひまわり（ひまわり児童館）		○	2016年10月4日
86	南城市	社会福祉法人南城市社会福祉協議会	ほっとハウス「がじゅまる」（當山集落センター）		○	2016年10月4日
87	浦添市	まちづくりNPOうらそえ	浦添市母子生活支援施設浦和寮		○	2016年9月16日
88	浦添市	まちづくりNPOうらそえ	浦添市立森の子児童センター		○	2016年9月16日
89	名護市	無名塾	無名塾		○	2016年9月13日
90	那覇市	ユイマール塾	ユイマール塾		○	2016年8月26日
91	南風原町	一般社団法人カナカナ	カナカナ		○	2016年7月22日
92	南風原町	認定NPO法人侍学園　スクオーラ・今人沖縄校	認定NPO法人 侍学園　スクオーラ今人　沖縄校		○	2016年7月1日
93	名護市	公立大学法人名桜大学	名護市学習支援教室 ぴゅあ第二教室		○	2016年6月1日

資料４－２

令和元年度 大学コンソーシアム沖縄 県民向け公開講座及びFD・SD研修 実施状況一覧（案）

2020/2/27時点

No.	開催日	区分	主催	大学コンソ沖縄対応	タイトル（講演テーマ）	取組・実施概要	参加者数	備考
1	2019/7/26	SD	琉大	協力	消費税増税改正に伴う研修会	令和元年１０月１日より消費税率が１０％と引き上げられることとなっており、今回の消費税の引き上げにおいては、軽減税率対応や経過措置対応等があり、本研修会においてその点について研修を行った。	9機関 100名	
2	2019/9/3	SD	琉大	協力	情報セキュリティーインシデント対応研修会　～ボードゲーム研修会～	セキュリティインシデントに対する問題意識をインシデント対応メンバー間で共有インシデント発生時の対処の優先順位付け（トリアージ）を体験する。自組織のセキュリティの課題に気付くことを狙いとして実施した。	7機関 15名	
3	2019/9/7	県民講座	キリ学	冠(協賛)	アフガニスタン命の水を　～干ばつの大地に用水路を拓く《講師：中村哲》	中村 哲氏は、パキスタン北西辺境州の州都ペシャワールや東部アフガニスタンでの貧困層への医療活動と並行し、干ばつに見舞われたアフガニスタン農村復興のため、灌漑・水利事業に携われています。 現地活動DVD上映後、「アフガニスタンに命の水を ～干ばつの大地に用水路を拓く～」と題してご登壇いただきました。講演後には活発な質疑応答が行われました。	約178名	**別添「中村哲氏を偲ぶ」をご覧下さい。**
4	2019/10/12	県民講座	沖国	冠(協力)	コンピューター技術の発展と可能性《講師：大山健治》	コンピュータ技術の発達について、特に画像処理やCG技術（リアルタイム処理等）の発達によってもたらされた事例を紹介し、産業への応用と新たな可能性について解説した。	26名	
5	2019/12/14	FD	琉大	協力	数理データサイエンス教育普及展開シンポジウム《講師：真嘉比 愛》	シンポジウムの基調講演では「大学に期待する数理データサイエンス人材」という題目で、株式会社ちゅらデータの真嘉比 愛 取締役社長による講話がありました。企業が大学生に求めるデータを取り扱う上での基本的なリテラシーや、データサイエンスの現状と様々な企業での活用事例、今後どのように発展していくかなどをお話していただきました。 また、琉球大学教員による事業概要および本学の協力校としての取り組みの説明や「データサイエンス教育のポイント」として講義の一例が紹介されました。さらに本事業の協力校である、宮崎大学の取り組みについて、宮崎大学基礎教養部　野見山将太　特別助教より「数理・データサイエンスを活かした地域産業人材の育成に向けたカリキュラム・教材の開発」の題で、COC+の取り組みと数理・データサイエンス教育強化事業への展望をご紹介いただきました。	7機関 ３７名	
6	2019/12/21	県民講座	（共催） 高専、日本ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ協会	協力	「沖縄で考える、アイルランドの民族文化～チェンバレン，ハーン，水と海の信仰～《講師：小泉 凡》	本講演は、小泉氏が理事を務める日本アイルランド協会の年次大会の一環として実施されたもので、小泉氏はラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の曾孫であり、現在も八雲の業績についての講演会や八雲の作品の朗読会を日本国内外で開催しております。 日本アイルランド協会年次大会は本年度で27回となりますが、アイルランドの文学・歴史・文化・語学等を主題に、それぞれの研究者が研究発表やテーマ発表、シンポジウムを行う大会です。	約５０名	

No.	開催日	区分	主催	大学コンソ沖縄対応	タイトル（講演テーマ）	取組・実施概要	参加者数	備考
7	2020/1/25	県民講座	沖大	冠(協賛)	ひきこもった子どもと親たち 【第一部】基調講演「全国の状況はこうなっている」 《講師：谷口 仁史》 【第二部】シンポジウム「子どもの訴えにどう応える」 シンポジスト：　松本大進 崎原旦陽 崎原盛子 コメンテーター：　谷口 仁史 コーディネーター：島村聡	最初に、沖縄大学地域研究所所長島村聡による趣旨説明がありました。次に、第一部「全国の状況はこうなっている」では、認定NPO（特定非営利活動）法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事の谷口仁史氏から全国のひきもりについての現状及び対応などをお話しいただきました。 第二部のシンポジウム「子どもの訴えにどう応える」では、沖縄県子ども・若者みらい相談プラザsorae主任支援員で臨床心理士の松本大進氏から、沖縄県内のこれまでの現状や取り組みについて説明いただいた後、ひきこもり経験者親子の崎原旦陽氏とその母盛子氏に、実際にどのようなことで苦しみ、どのような形で状況を打開していったのかなどの経験をお話しいただきながら、松本氏には県内の支援の現状や限界を、谷口氏にはアドバイスをいただきました。 最後に、コトバグラフィッカーの室伏長子氏が、全体のまとめを行いました。	127名	
8	2020/2/2	県民講座	県看	冠(協力)	人生の達人の暮らしぶり　～老いることに心を弾ませて～《講師：田場由紀》	老い方（人生100年時代のモデル高齢者）、暮らし方（80歳になったことでわかる幸せ）、生き方（要介護高齢者のできる地域貢献）、終わり方（人生の集大成は”我が家”で）について講演が行われた。 当初は、県立博物館・美術館1Ｆ講座室（80名～100名）での開催を予定していたが、受付が100人を超えたため、２階の講堂に講座場所を移し、参加者全員入場（約230名）してもらうことができ、大盛況となった。	約230名	
9	2020/1/30	SD	OIST	協力	SINET（学術情報ネットワーク）個別ミーティング説明会《講師：国立大学情報学研究所（NII）》	各大学より SINET 担当者へ沖縄地区特有の課題（県内に DC<データセンター>が１つしかない）を共有し、次期 SINET では DC の冗長構成がとれるように提言した。 最終的に今年末に予算が確定するため、そのときに沖縄地区において拡張 DC を導入するかどうかが決定する。併せて、沖縄地区各大学の情報基盤の整備及ネットワーク等の現状や課題についての情報交換等を実施し、他大学からアドバイスや解決方法などの有意義な意見交換が図れた。	8機関 25名	
10	2020/2/14	FD	大学ｺﾝｿ	名桜大提案協力	アメリカを抱きしめて　～日本人アメリカニストの軌跡～《講師：吉原真里》	ハワイ大学教授で名桜大学招聘客員教授の吉原先生が、アメリカと日本、そして英語と日本語という二つの世界を往還する知性そして感性、さらにこれまで歩んでこられた軌跡について、聞き手 喜納琉球大学教授との対談形式による講演が行われた。 若手の教員、学生も多く参加し、アンケートでは「生き方と研究の関係を丁寧に説明してもらい自分のこれからの考え方の参考にしたい」などという感想があった。	４０名	
11	2020/2/22 予定	県民講座	OIST	協力	ビジネス革新 変化を創ろう ～科学、技術、ダイバーシティを通じて～《講師：菅 大介》			
12	2020/3/6 予定	FD・SD	琉大	協力	論文発表の先にあるもの～研究成果の地域展開～《講師：早坂 信哉》			

中村哲氏を偲ぶ

12 月 4 日、ペシャワール会現地代表の中村哲氏がアフガニスタンで銃撃され亡くなられました。中村氏は今年 9 月 7 日、沖縄キリスト教平和総合研究所の開設 10 周年記念講演会のために来沖し、「アフガニスタンに命の水を」と題してご講演くださいました。

中村哲医師は、「薬では渇きや飢えは癒せない、必要なのは清潔な水だ」ということで、自ら土木工学を学び、砂地を緑の大地に変えるという、医師の枠を超えた働きをなされました。また中村氏はこのようにも語っておられます、「大事なことは生きることです。命こそ大事です。必要なのは武器や軍隊ではありません」と。そのことは沖縄戦で多くの尊い命が奪われた沖縄の「ヌチドゥ宝」に相通じるものです。中村哲医師はまさに現地の人と「共に生きる」方だと思います。汗まみれになり、仕えられるのではなくアフガンの人たちに仕えることに徹底された、「キリストの香り」を放ち続けたキリスト者だと思います。

講演会に参加された複数の方から「現地アフガンで、外国人としてできることはするけれど、自分の価値観や正義は絶対に押し付けないという姿勢に感銘を受けた」という感想が寄せられています。

謹んで哀悼の意を表します。

沖縄キリスト教平和総合研究所　所長　内間清晴

資料４－３

入試改革の概要
各大学の入試説明

沖縄キリスト教学院大学
沖縄キリスト教短期大学
沖縄県立看護大学
沖縄県立芸術大学
沖縄国際大学
沖縄女子短期大学
沖縄大学
名桜大学
琉球大学（五十音順）

University Consortium Okinawa

県内大学 入試説明会

2020年3月8日（日）
13:00～16:30
（受付開始 12:30）

琉球大学
全保連ステーション 3階

沖縄県高等学校ＰＴＡ連合会
大学コンソーシアム沖縄共催
後援　沖縄県教育委員会・沖縄県高等学校長協会

対象
高校生の保護者の方
生徒の同伴も可。
ただし，生徒だけでの参加はできません。

参加申し込み
2月5日～2月28日
各高校PTAにお申込ください

【お問い合わせ先】
大学コンソーシアム沖縄事務局
〒903-0213
沖縄県中頭郡西原町字千原１
（TEL）098-895-8037
（E-mail）chikikaku@acs.u-ryukyu.

12:30～13:00　受付
13:00　開会挨拶
13:05　大学入試改革の概要説明
13:30　パネルディスカッション
14:00　各大学のブースでの入試説明①
14:55　各大学のブースでの入試説明②
15:35　各大学のブースでの入試説明③
16:20　閉会挨拶
最大3大学の入試説明をお聴きいただけます。

参加申し込み　2月5日～2月28日

各高校PTAにお申し込みください。

事前の参加申し込みをおすすめいたします。
参加申し込み終了時点で満席となってしまった場合，事前のお申し込みがないと，当日お越しいただいてもご参加いただけない可能性があります。
お申し込みについてご不明な点は，
沖縄県高等学校ＰＴＡ連合会事務局（098-866-6420）までご連絡ください。



駐車場から
徒歩約5分

南口（西原口）から右折後，
1つめの信号を越えて
左側の駐車場へ

東口（中城口）から左折後，
右側の駐車場へ

資料５

大学コンソーシアム沖縄　法人活動について（案）

１　２０２０年度以降の大学コンソーシアム沖縄法人について

平成３１年２月１９日の第７回社員総会において、大学コンソーシアム沖縄法人活動の見直しが提案され、２０１９年度以降も引き続き運営委員会において検討し、総会で審議し、進めていくことが決定された。また、令和元年６月１８日の第８回社員総会においても確認された。

２０２０年度（令和２年度）以降も引き続き、下記の事業について取組みを検討、進めていくことを確認し、次年度の定時社員総会において、審議する。

Ⅰ　令和２年度以降の主な実施事業
- １　グローバル人材育成事業
  - ①　トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ　地域人材コース＜令和２年度補助最終年度＞
  - ②　世界ウチナーンチュ学生サミット＜継続実施中＞
  - ③　キャリア教育（インターンシップ）＜未実施＞
  - ④　単位互換＜未実施：数理・データサイエンス教育で取組中＞
- ２　地域課題対応事業
  - ①　子どもの居場所学生ボランティアセンター＜継続実施中＞
- ３　ＦＤ・ＳＤ事業
  - ①　教育の質保証に関する合同ＦＤ＜継続実施中＞
  - ②　大学職員合同研修ＳＤ＜継続実施中＞
- ４　生涯学習事業
  - 県民向け公開講座＜継続実施中＞
- ５　その他事業
  - ①県外向け合同学生募集活動＜令和元年度初実施予定＞

Ⅱ　法人の運営体制
- １　規程の整備＜継続実施中＞
- ２　事務局体制の整備（人事交流を含む）及び公益法人化について＜未実施＞

Ⅲ　その他の懸案事項
- １　「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築＜未実施＞
- ２　国公私立の枠組みを越えた連携の仕組みの構築＜未実施＞

２　令和元年度 運営委員会での議論（第１回～第３回での主な議事）

（１）全国大学コンソーシアムの現状
（２）大学コンソーシアム沖縄のこれまでの活動と今後の活動について
（３）大学コンソーシアム沖縄の今後の活動について
（４）第８回社員総会への提案について
（５）大学コンソーシアム沖縄の規程整備について
（６）第９回社員総会への提案について

（裏表紙）

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄

コンソのロゴ

連絡先

アクセス・地図

【寄附申込み】
・子ども貧困対策事業
・トビタテ留学 JAPAN
（QR コード）

趣旨・目的　～連携と協働で地域へ貢献～

今、ICT の急速な進展と本格的な人口減少は、既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を大きく変えはじめ、人生 100 年時代が到来しています。ひとり一人の持つ力や才能の発揮を後押しする様々な取組や制度の創出が喫緊となり、幅広い視野や国際感覚を持った人材の育成、そして、地方創生の推進拠点としての社会人教育、地域課題を解決する複合的な学術連携や産学官連携が、ますます求められるようになっています。

このような中、　「一般社団法人　大学コンソーシアム沖縄」は、沖縄県内の大学が、相互に見学の精神を尊重しつつ、有機的連携により教育研究を一層充実発展させ、また産学官の連携により地域社会の活性化と発展に貢献することを目的として、平成 26 年 8 月 8 日に設立されました。

本法人では、次のような事業を定款に明記して、県内の１１の高等教育機関がそれぞれの特長や強み、個性を活かした教育の質向上に努めながら、時には直接的に、時にはこれらを複合的に関連させた実施事業を編成し、協働して取り組んでいます。

これからも本法人では、沖縄の多様性・地域性・国際性を念頭に、時代の変化や地域の皆さまのニーズに対応しつつ、地域の発展を目指して、自治体や産業界等と協働して大学連携機関らしい事業を推進してまいります。

1．グローバル人材の育成
2．単位互換
3．学生間の連携・交流
4．共同研究
5．教職員の研修、交流及び情報交換
6．小中高大連携活動
7．公開講座（県民フォーラム・出前講座）
8．産学官連携
9．各種の地域社会貢献
10．その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

大学コンソーシアム沖縄の主な実施事業

■グローバル人材育成事業
■地域課題対応事業
■FD・SD 事業
■生涯学習事業
■その他事業

これまでの活動

■平成 26 年度

1　第 1 回シンポジウム 2014
2　第 1 回沖縄学生サミット 2014
3　総会・運営委員会

■平成 27 年度

1　第 2 回シンポジウム 2015
2　第 2 回沖縄学生サミット 2015
3　県民向け公開講座（各大学持ち回り）
4　平成 27 年度子供科学人材育成事業（中学生及び高校性プロジェクト）
5　総会・運営委員会

■平成 28 年度

1　第 3 回シンポジウム 2016
2　第 3 回沖縄学生サミット 2016
3　平成 28 年度県民向け公開講座（各大学持ち回り）
4　平成 28 年度子供科学人材育成事業（中学生及び高校性プロジェクト）
5　子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業
6　総会・運営委員会

写真貼付

■平成 29 年度

1　第 14 回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム
2　平成 29 年度県民向け公開講座（各大学持ち回り）
3　平成 28 年度子供科学人材育成事業（中学生及び高校性プロジェクト）
4　子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業
5　知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学等研究者の学外連携促進）
6　グローバル・ピース・ダイアログ沖縄
7　中国大学生友好交流訪日団の学生との昼食交流会
8　総会・運営委員会

写真貼付

■平成 30 年度

1　子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業
2　知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学等研究者の学外連携促進）
3　総会・運営委員会

■平成 31 年度（令和元年度）

1　子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業
2　連携協力機関（沖縄産学官協働人財育成円卓会議）とのテーマディスカッション
3　県内大学入試説明会
4　総会・運営委員会

◆子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業

◆沖縄からアジアへトビタテ！留学 JAPAN プロジェクト

資料7

（写）

元文科高第380号
令和元年9月26日

各国公私立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長　殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

文部科学省高等教育局長
伯井美徳

（印影印刷）

学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度，別添のとおり「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令」（令和元年文部科学省令第13号）（以下「改正省令」という。）が令和元年８月30日に公布され，大学院設置基準の改正については令和元年８月30日から，学校教育法施行規則の改正については令和２年４月１日から施行されることとなりました。

今回の改正は，「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成31年１月22日中央教育審議会大学分科会）における提言を踏まえ，大学院が今後の社会の需要に応えていく観点から，「大学院教育の体質改善」の方策として，「学位授与の方針」，「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（以下「三つの方針」という。）を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立，学位論文に係る評価に当たっての基準の公表による大学院の取組の社会への発信，博士後期課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定，既存の経済的支援等の情報提供の促進を行うものです。

今回の改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので，十分御了知いただき，その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第１　改正の概要

１．学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部改正

（１）「三つの方針」の策定・公表の義務化

大学院は，当該大学院，研究科，又は専攻ごとに，その教育上の目的を踏まえて，「三つの方針」を定め，公表するものとすること。（第 165 条の２第１項関係）

（２）学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化

大学院（専門職大学院を除く。第２の２（１）において同じ。）を置く大学は，大学院における学位論文に係る評価に当たっての基準を公表するものとすること。（第 172 条の２第３項関係）

２．大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の一部改正

（１）学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供の努力義務化

大学院は，博士後期課程の学生は修了後自らが有する学識を教授する見込みがあることから，そのために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努めるものとすること。（第 42 条の２関係）

（２）経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示の努力義務化

大学院は，授業料，入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し，学生及び入学を志望する者に対して明示するよう努めるものとすること。（第 42 条の３関係）

第２　留意事項

１．「三つの方針」の策定・公表の義務化について

（１）今回の改正は，各大学院における「三つの方針」について，その策定及び公表を法令上義務付けたものであり，改正省令第１条の施行日である令和２年４月１日以後，全ての大学院において，「三つの方針」が策定，公表されている必要があること。なお，「入学者受入れの方針」の策定，公表は平成 23 年に義務化されていること。

（２）各大学院においては，「三つの方針」の策定・公表に当たっては，「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審

議まとめ)」(平成 27 年９月 15 日中央教育審議会大学分科会) 及び「「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー),「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー) 及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー) の策定及び運用に関するガイドライン」(平成 28 年３月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会) (以下「ガイドライン」という。) を参考の一つとして取り扱うとともに, 形式的ではなく内容の伴う記述であること,「三つの方針」の相互の関連性が意識されていることが期待されること。なお, 学校教育法施行規則第 165 条の２に規定される「卒業又は修了の認定に関する方針」,「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」は, それぞれガイドラインにいう「卒業認定・学位授与の方針」,「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」と同じ意味内容を指すものであること。

（３）これまで自発的に「三つの方針」を策定してきた大学院においては, 上記（２）や運用状況を踏まえて再点検することが強く期待されること。また, 策定又は再点検した「三つの方針」を踏まえ, 必要に応じて教育研究組織の在り方や定員設定に関する見直しを行うことが期待されること。

２．学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化について

（１）今回の改正は, 各大学院における学位論文に係る評価に当たっての基準について, その公表を法令上義務付けたものであり, 改正省令第１条の施行日である令和２年４月１日以後, 全ての大学院において, 学位論文に係る評価に当たっての基準が公表されている必要があること。

（２）今回の改正で公表が義務化された学位論文に係る評価に当たっての基準としては, 大学院設置基準第 14 条の２第２項に定める学位論文に係る評価に当たっての基準が該当すること。具体的には, 同省令第 16 条に定める修士論文, 同省令第 17 条に定める博士論文及び学位規則（昭和 28 年文部省令第９号）第４条第２項に定める博士論文に係る評価に当たっての基準が該当すること。また, 本改正の趣旨から, 大学院設置基準第 16 条に定める特定の課題についての研究及び同省令第 16 条の２に定める試験及び審査に係る評価に当たっての基準についても公表することが期待されること。

（３）学位論文に係る評価に当たっての基準について, 公表すべき事項としては, 学位論文が満たすべき水準に加えて, 例えば, 審査委員の体制, 審査の方法及び項目等も期待されること。

（４）修了要件として学位論文や特定の課題についての研究を課している専門職大学

院においても，評価に当たっての基準を公表することが望ましいこと。

3．学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供の努力義務化について

（1）今回の改正は，各大学院における，博士後期課程の学生を対象とした，学識を教授するために必要な能力を培うための機会（いわゆる「プレ FD」。）の設定又は当該機会に関する情報提供に努めることについて法令上位置付けたものであり，改正省令第２条の施行日である令和元年８月 30 日以後，全ての大学院において，プレ FD の設定又は情報提供に努める必要があること。

（2）プレ FD としては，例えば，主体的な学びを促すための学生指導法や教材の作成・活用方法等に関するセミナーや授業の開催，また，教育能力向上のため大学として設計し指導を行う等適切に関与したティーチング・アシスタント（TA）制度等による実践的な教育経験の機会の提供等が想定されること。なお，各大学院において策定した「三つの方針」を踏まえた上で，プレ FD を授業として単位認定を伴うかたちで開講することは妨げないこと。

（3）プレ FD の情報提供とは，大学院の規模等により当該大学院でのプレ FD の実施が困難な場合等は，当該大学院の博士後期課程の学生が参加可能な他大学院等で実施されているプレ FD に関する情報提供を行うことを意味すること。

（4）各大学院は，プレ FD を自ら実施することだけではなく，教育関係共同利用拠点等の大学間連携の枠組みの活用も見据えて，プレ FD に関する取組の充実を図ることが期待されること。

4．経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示の努力義務化について

（1）今回の改正は，各大学院における授業料，入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報（いわゆる「ファイナンシャル・プラン」。）を整理して，学生や入学を志望する者に対して明示することに努めることについて法令上位置付けたものであり，改正省令第２条の施行日である令和元年８月 30 日以後，全ての大学院において，ファイナンシャル・プランの明示に努める必要があること。

（2）ファイナンシャル・プランについて，明示すべき事項としては，例えば，授業料，入学料及び同窓会等の会費等の大学院が徴収する費用，並びに当該大学院独自の奨学金，他機関の奨学金及び学内業務に補助的に従事させ給料を与える取組等の経済的支援のメニューやその条件，金額等が想定されること。これらの情

報が整理され，一覧的・網羅的に学生や入学を志望する者が確認できる形で，在学生向け書類や入学出願書類，当該大学院のホームページ等から参照できるようにする必要があること。

（3）ファイナンシャル・プランの明示に当たって，これまでの経済的支援の実施状況や学生の実態を踏まえつつ，学内の経済的支援のメニューの充実を図ることも期待されること。

本件担当
文部科学省高等教育局大学振興課
大学改革推進室大学院第一係
電話：03-5253-4111（内線 3312）

大学院における「三つの方針」の策定・公表の義務化等に係る省令改正案(概要)

資料２

概要　**学生がキャリアパスに対する不安から大学院進学を躊躇している現状を改善し、大学院が今後の社会の需要に応えていく観点から、「大学院教育の体質改善」の方策として、「三つの方針」を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立、大学院の取組の社会への積極的な発信、博士課程学生の教育能力の向上、既存の経済的支援の有効活用や学生等の不安解消のための省令改正を行う。**

１－１．学校教育法施行規則の改正

「未来を牽引する大学院教育改革」(平成27 年9月中央教育審議会大学分科会)とあわせて、「『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(平成28 年3月中央教育審議会大学分科会大学教育部会)も活用しつつ、「三つの方針」を策定・再点検。

①「三つの方針」の策定・公表の義務化

大学院は、当該大学院、研究科、又は専攻ごとに、その教育上の目的を踏まえて**「三つの方針」**（「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）**を定め、公表**するものとする。なお、「入学者受入れの方針」の策定・公表は平成23年に義務化済み。

②学位論文に係る評価の基準の公表の義務化

大学院を置く大学は、大学院における**学位論文に係る評価の基準を公表**するものとする。

※大学院設置基準第14条の２において、学位論文に係る評価の基準を学生に対して明示することは既に義務付けられている。
※具体的に公表すべき事項は、学位論文が満たすべき水準、審査の方法、審査項目等を想定。
※学位論文に係る評価の基準は、修士論文及び修士課程における特定の課題についての研究並びに博士論文に係る評価の基準が該当。

１－２．大学院設置基準の改正

③博士後期課程のプレFD実施又は情報提供の努力義務化

大学院は、**博士課程の学生に対して、授業を実施するために必要な能力等を身に付けさせるための機会の提供**又は**当該機会に関する情報の提供に努める**ものとする。

※各大学が自ら企画してプレＦＤを実施するほか、他大学等が実施するプレＦＤに自大学の博士後期課程学生が参加するために必要な情報提供を行うことを想定。

④経済的支援や学費等に対する見通し（ファイナンシャル・プラン）を示すことの努力義務化

大学院は、**学生の経済的負担の軽減を図るための措置**及び**授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報を整理**し、学生及び入学を志望する者に対して**明示するよう努める**ものとする。

※授業料、入学料その他の大学が徴収する費用及び経済的支援の額、受けられる経済的支援のメニューや条件等が整理され、一覧的・網羅的に確認できる形で、入学出願書類やホームページの入学案内等から参照できることを想定。

２．施行期日（予定）

2019年夏頃：公布（①～④全て）及び施行（③・④）
2020年４月：施行（①・②）

大学院における「三つの方針」の策定・公表の義務化等に係る省令改正(審議まとめ抜粋)

※「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿（審議まとめ）」(2019年１月中央教育審議会大学分科会)の抜粋

②学位論文に係る評価の基準の公表の義務化

３．大学院教育の改善方策

④学位授与の在り方

（研究指導体制の強化と学位審査の透明性・公平性の確保）

大学が「学位授与の方針」を見直すタイミングで改めて、これまで触れてきたような、学位論文が満たすべき水準や、審査委員の体制、審査の方法、審査項目など、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっての基準を検討することが求められる。また、国は、大学院の取組について社会や企業に対してより積極的に発信していく観点から、この基準についての公表を法令上で義務付けるべきである。

※学修の成果及び修了の認定に当たっての基準の公表は既に義務化済み。

③博士後期課程のプレFD実施又は情報提供の努力義務化

３．大学院教育の改善方策

③各課程ごとに求められる教育の在り方

【博士課程】（研究者・大学教員の養成に当たり重視されるべき事項）

大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であっても、将来的に自らの知識や技術を他者へ教授する機会が生じる見込みが高いことから、各大学は博士課程の学生全体を対象とした教育能力を身に付けるための授業科目開設等の取組(プレFD)を推進すべきである。その際、教育能力を身に付けさせる観点からは、単なる教員の補助ではなく、授業や教育内容の企画等を経験させることも一つの取組事例となり得る。また、各大学は、プレFDを自ら実施することだけではなく、教育関係共同利用拠点や大学等連携推進法人の活用など大学間連携の枠組の活用も見据えてその機会の充実を図っていく必要がある。国はこうした取組を後押しする観点から、博士後期課程については、大学がプレFDの実施や情報提供に努めることを法的に位置付けるべきである。

④経済的支援や学費等に対する見通し（ファイナンシャル・プラン）を示すことの努力義務化

３．大学院教育の改善方策

⑤優秀な人材の進学の促進

（経済的支援）

既存の取組が有効活用される観点や、学生や志望者の不安を解消する観点からも、様々な主体が実施する経済的支援について、全体の状況を整理された形で学生等に伝えていく必要がある。このため、国は、大学院在学を通じて必要な学生納付金等や就学上の支援等に対する見通し(ファイナンシャル・プラン)を各大学が学生等に示すよう努めることを法令上に位置付けるべきである。

■ 大学院生を対象としたプレFDの実施状況

- 大学院生を対象としたプレFDの実施率は4%前後と低い。

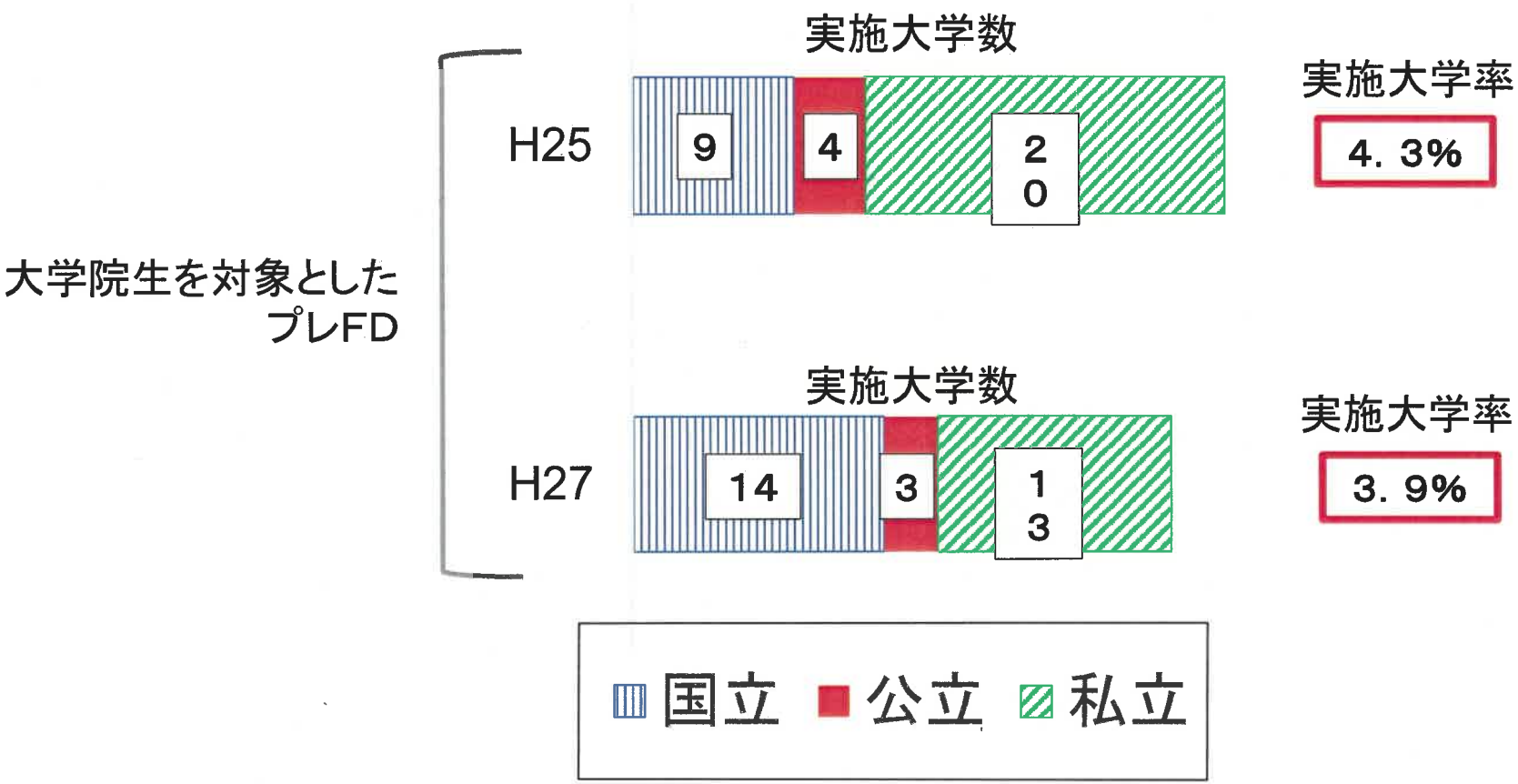

※国公私立 776 大学（短期大学、平成 27 年度に学生の募集を停止した大学を除く。）を調査対象とし、769 大学が回答。

出典：文部科学省調査「大学における教育内容等の改革状況について（平成27年度）」より

資料　8

沖縄科学技術大学院大学 (OIST)

[地域大学との連携取り組み]

沖縄県立看護大学：
- 博士課程学生向け講座：OIST学生4名による講座実施（神経生物学、生物学、生態学、計算論的神経科学に関する講座）
- [予定] 学部生向け講座：前期1コマ、後期1コマをOIST学生が担当、人体の構造、機能演習、ゼミ、共同グループワークの実施予定。各講座へOIST学生2名ずつ参加予定。

琉球大学：
- グローバルプログラム学部生向け講座：OIST学生4名による陸上生態系、気候変動についてのレクチャー実施。
- [予定] さらに他科目においてグローバルプログラム学部生向け講座予定。前期・後期それぞれ１コマをOIST学生各2名で担当予定。

沖縄工業高等専門学校：
- [予定] 夏季講座予定：全学年向け英語および科学を学ぶ講座をOIST学生が担当予定。







資料９

琉大教第　　号
令和２年　月　日

沖縄県内高等教育機関　御中

国立大学法人琉球大学
グローバル教育支援機構

おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会への参加案内

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、本学の教育研究、大学運営に関しまして深いご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、沖縄県内での高等教育機関における数理・データサイエンス教育推進を目的とし、おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会（以下「連絡会」という。）を設置いたしました。

この連絡会は、連絡会の目的や活動に賛同頂ける沖縄県内高等教育機関に所属する個人及び団体で構成することとしており、広く参加案内をさせて頂きます。

参加をご希望される場合は、別添入会申込書に必要事項をご記入の上、琉球大学学生部教育支援課まで送付願います。

敬具

「大学の数理・データ教育強化方策について（H28.12　数理及びデータサイエンス教育の強化に関する懇談会　文部科学省）」においては、「超スマート社会」では、広範囲かつ目的に整合したデータの取得を前提として、それらのデータに内在する本質的構造を見極め、数理的思考に基づいて解析・問題解決を行う能力、データサイエンスを活用して新たな価値を生み出し、有用なシステム構築につなげる能力が求められるとし、数理的思考力とデータ分析・活用能力を持つ人材の育成が必須とされ、社会に価値やサービスを生み出すという目的に合致した大学教育システムの構築が必要であるとされています。

文部科学省では、数理・データサイエンス教育の全国展開を行うため、文系理系問わない全学的な数理・データサイエンス教育を実施・普及展開するための拠点校・協力校の設置を行っており、本学も平成31年度から協力校として選定され 、数理・データサイエンス教育強化事業の推進に取り組んでいるところです。

2020年2月27日（木曜日）
大学コンソーシアム沖縄社員総会

事業概要・本学の取り組み

「未来価値創造に向けた島嶼地域型数理・データサイエンス教育普及展開事業」

琉球大学

各ブロックの担当地域および担当拠点校、協力校について

	ブロック名	担当する都道府県	大学数	拠点校	協力校
	北海道・東北	北海道(38), 青森(10), 岩手(6), 宮城(14), 秋田(7), 山形(6), 福島(8)	89校	北海道大学	北見工業大学, 東北大学 山形大学
	関東・首都圏	茨城(10), 栃木(9), 群馬(14), 埼玉(28), 千葉(27), 東京 (138), 神奈川(30), 山梨(7)	263校	東京大学	筑波大学, 宇都宮大学 群馬大学, 千葉大学 お茶の水女子大学
	中部・東海	新潟(19), 富山(5), 石川(13), 福井(6), 長野(10), 岐阜(12), 静岡(12), 愛知(51)	128校	滋賀大学	新潟大学, 長岡技術科学大学 静岡大学, 名古屋大学 豊橋技術科学大学
	近畿	三重(7), 滋賀(8), 京都(34), 大阪(55), 兵庫(37), 奈良(11), 和歌山(3)	155 校	京都大学 大阪大学 滋賀大学	神戸大学
	中国・四国	鳥取(3), 島根(2), 岡山(17), 広島(20), 山口(10), 徳島(4), 香川(4), 愛媛(5), 高知(3)	68校	大阪大学	島根大学, 岡山大学 広島大学, 愛媛大学
	九州・沖縄	福岡(34), 佐賀(2), 長崎(8), 熊本(9), 大分(5), 宮崎(7), 鹿児島(6), 沖縄(8)	79校	九州大学	宮崎大学, 琉球大学

データサイエンス取組の経緯と事業の概要

取組の経緯

以前より各学部の講義・演習で実施（バラバラに）

▽

データサイエンス人材育成の全学的強化に向け、学内の課題整理・答申

▽

教員ポスト戦略的再配分データサイエンスポストを２学部に配分

▽

協力校申請

事業の概要

組織（プロジェクト）の目的と構成

事業の実現に向け、数学及び統計学、その知識を応用した実証分析やデータ解析に精通する教員（国際地域創造学部や工学部をはじめ、様々な学内組織に属する教員）を中心にカリキュラム実施を担うとともに、全学的展開を進めるにあたって学内に「島嶼地域型数理・データサイエンス検討会（仮称）」を設置し、教育研究組織のみならず、全学的運営組織（グローバル教育支援機構、研究推進機構、地域連携推進機構）及び大学評価IRマネジメントセンター等との学内連携により、様々な領域での教育カリキュラムの充実を図る。また、県内大学等と連携しニーズに根差した教育プログラムの充実を図るとともに、一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センターとも連携し産業課題ニーズの教育プログラムへの反映を行い、全県的な産学官連携体制のもと推進する。

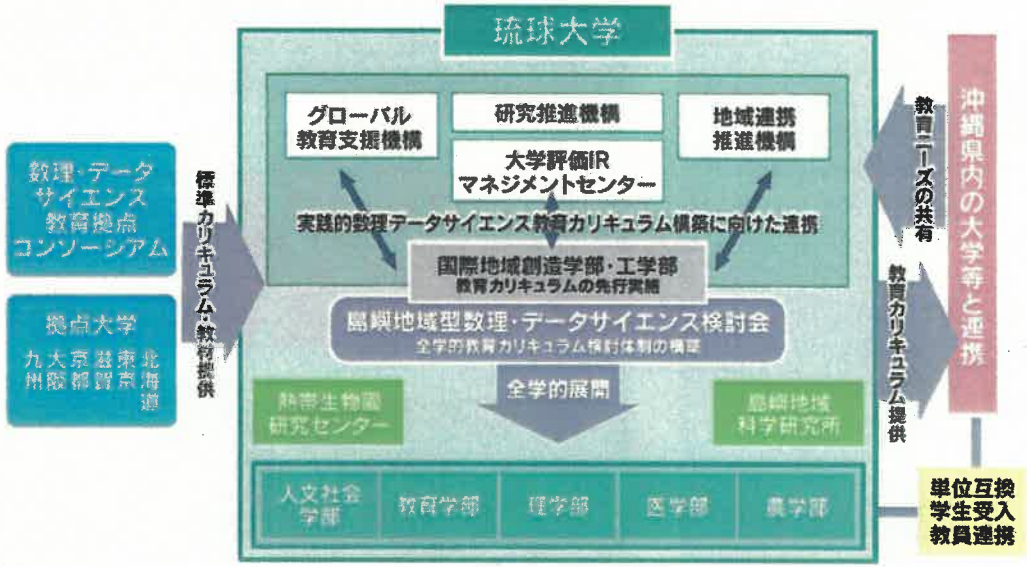

取組概要

- 拠点大学の開発する標準カリキュラム及びオンライン教材を活用しつつ、本学の置かれた島嶼地域の地理的特性を踏まえ、地域課題解決・新産業創出を見据えた実践的かつ特色ある数理・データサイエンス教育を実施し、高度の専門知識、応用能力、課題解決能力を有する人材、地域社会や国際社会で活躍し、その発展に貢献できる人材を育成するため、国際地域創造学部及び工学部を中核とし、グローバル教育支援機構、研究推進機構、地域連携推進機構、大学評価IRマネジメントセンターと連携した実践的教育モデルを構築する。さらに、沖縄県内の高等教育機関と連携し、「島嶼地域型数理・データサイエンス教育モデル」の県内機関への展開を推進する。

未来価値創造に向けた島嶼地域型数理・データサイエンス教育普及展開事業　工程表

法人番号 82
法人名　琉球大学

KPI	2019年度	2020年度	2021年度以降	波及効果
全体計画	● 拠点校、数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムとの連携 ● 島嶼地域型データサイエンス教育カリキュラム構築	● 教育カリキュラムの全学的展開 ● 大学コンソーシアム沖縄との連携	● 島嶼地域型数理データサイエンス教育の普及展開	◆ 地域における数理データサイエンス教育拠点構築へ ◆ 小・中・高との連携による一貫型データサイエンス人材育成システムの構築 ※JST事業との融合 ◆ データサイエンスによる地域課題解決・新産業創出を担う人材の輩出 ※社会人向け人材育成システムとの連携
島嶼地域型数理・データサイエンス教育履修学生数（自大学）　300名	● 拠点校連携（標準カリキュラム導入等） ● 国際地域創造学部（H30改組）による先行導入 ● 島嶼地域型数理・データサイエンス検討会（仮称）の立ち上げ	● 島嶼地域型数理・データサイエンス教育カリキュラム全学的展開 ● カリキュラム内容の検証	● 数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムへの反映 ● 同コンソーシアムと連携した展開	
普及連携機関数（大学コンソーシアム沖縄との連携）　8機関	● 島嶼型データサイエンス協議会（仮称）の立ち上げ	● 各機関における数理・データサイエンス教育の実態・ニーズ調査 ● 個別プログラムの構築 ● コンソーシアムへの協力依頼	● 沖縄県内での教育プログラム普及 ● 連携機関との協力によるプログラム検証・充実の推進	
島嶼地域型数理・データサイエンス教育履修学生数（連携大学）　500名		● 各機関における教育プログラム提供体制の構築	● 島嶼地域型数理・データサイエンス教育プログラムの提供	
普及連携機関との単位互換制度等の構築　3件		● 県内外の大学との単位互換に関する大学（部局）間協定締結に向けた準備	● 普及連携機関の教育ニーズ・カリキュラムを踏まえた単位互換制度構築 ● 教育カリキュラムの展開	

今後の取組

【プログラム】
- 国際地域創造学部経済系の数理DSカリキュラム構築（初年次から高年次まで）
  科目設置　授業環境整備
- 工学部知能情報コースのカリキュラム高度化
  PBL強化

【全学】
- 全学的な数理DS教育***方針***や***実施体制***を検討する組織設置
  グローバル教育支援機構に「数理データサイエンス教育支援専門委員会」（予定）
  各学部から委員選出　全学的な教育を検討する委員会と連携
- 採択事業の運営組織
  上記専門委員会の下に「数理データサイエンス教育普及展開事業運営委員会」（予定）
  事業目標達成の管理

【沖縄県】
- 県内大学生への数理DS教育を推進
  県内大学と数理DS教育普及のための連絡会設置予定
  ⇨　大学コンソーシアム沖縄との連携
  数理・DS教育強化拠点コンソーシアムのカリキュラムやコンテンツ等の活用
- *「数理・データサイエンス教育普及展開シンポジウム*
  ～すべての県内大学生へデータサイエンスを～」 令和元年12月14日開催

沖縄県内数理DS教育普及にむけて（構想）

数理データサイエンス教育普及展開事業運営委員会

・情報提供
・シンポジウム開催

数理DS教育普及のための連絡会

大学コンソーシアム沖縄

【目的】
沖縄県内の大学が、相互に建学の精神を尊重しつつ、有機的連携により教育研究を一層充実発展させ、また産学官の連携により地域社会の活性化と発展に貢献する。

【事業内容】
グローバル人材育成　単位互換　学生間の連携・交流　共同研究
教職員の研修、交流及び情報交換　小中高大連携活動　等

- 沖縄県立看護大学
- 沖縄県立芸術大学
- 沖縄キリスト教短期大学
- 沖縄キリスト教学院大学
- 沖縄大学
- 沖縄工業高等専門学校
- 沖縄女子短期大学
- 沖縄国際大学
- 沖縄科学技術大学院大学
- 名桜大学
- 琉球大学

おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会要項

（令和元年12月14日
制　　定）

（設置）

第１条　沖縄県内の高等教育機関における数理・データサイエンス教育推進を目的とし、おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

（用語の定義）

第２条　この要項において用いられる主な用語の定義は、次に定めるところによる。

（１）数理・データサイエンス教育

平成28年12月に文部科学省で取りまとめられた「大学の数理・データサイエンス教育強化方策について」に含まれる、数理的思考力とデータ分析・活用能力を持つ人材の育成に向けた大学教育システムのことをいう。

（２）数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム

平成29年度に、数理・データサイエンスを中心とした全学的・組織的な教育を行うセンターを整備して，各大学内での数理・データサイエンス教育の充実に努めるだけでなく、全国の大学に取組成果の波及を図るため、地域や分野における拠点として、他大学の数理・データサイエンス教育の強化に貢献するために整備された拠点校（北海道大学，東京大学，滋賀大学，京都大学，大阪大学，九州大学）で形成されるコンソーシアムのことをいう。

（活動）

第３条　連絡会は数理・データサイエンス教育に関する以下の事項について、活動を行う。

（１）情報共有

①　数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムの検討内容及び成果物等について

②　実践事例や授業コンテンツ等について

③　カリキュラム設計について

④　ＦＤ活動について

（２）前項に掲げるものの他、数理・データサイエンス教育推進に関すること。

（会員）

第４条　連絡会は、連絡会の目的や活動に賛同する沖縄県内高等教育機関に所属する個人及び団体をもって構成する。

（世話人会）

第５条　連絡会の運営のために、参加する会員のうち若干人の世話人を選任し、世話人会を構成する。

２　世話人の選任は、会員の互選により決定する。

（庶務）

第６条　連絡会の庶務は、国立大学法人琉球大学学生部教育支援課において処理する。

（雑則）

第７条　この要項に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は別に定める。

（改廃）

第８条　この要項の改廃は、会員の合議により行う。

附 則

この要項は，令和元年 12 月 14 日から実施する。



「数理・データサイエンス教育強化」事業　協力校

数理データサイエンス教育普及展開シンポジウム

～すべての県内大学生へデータサイエンスを～

日時：2019年12月14日(土)13:30～16:30
場所：琉球大学附属図書館　ラーニングコモンズ
（沖縄県中頭郡西原町千原1番地）

プログラム

司会：岡崎　威生（琉球大学工学部　教授）

13:00　受付開始

13:30　開会挨拶（琉球大学理事・副学長　井上　章二）

13:40　基調講演　真嘉比　愛　氏
（ちゅらデータ株式会社　代表取締役社長）
「大学に期待する数理データサイエンス人材」

14:30　事業説明（琉球大学）
① 事業概要・琉大の取り組み
② データサイエンス教育のポイント

15:05　事例紹介（宮崎大学）
「数理・データサイエンスを活かした地域産業人材の育成に向けたカリキュラム・教材の開発」

15:40　意見交換会
沖縄県数理データサイエンス連絡会立ち上げ

16:25　閉会

17:00　情報交換会（18:00 終了予定）

【申込締切日】2019 年 12 月 10 日(火)

TEL：098-895-8124　FAX：098-895-8850
✉kykikaku@acs.u-ryukyu.ac.jp

基調講演



ちゅらデータ株式会社
代表取締役社長 **真嘉比　愛** 氏

＜略歴＞
沖縄工業高等専門学校を卒業後、長岡技術科学大学大学院にて自然言語処理を専攻。
卒業後、広告事業のデータ分析などを経験し、2016 年に DATUM STUDIO に入社。2017 年に沖縄に子会社としてちゅらデータを創業。ビジネスデータのみならず、自然言語処理、画像解析など 100 社を越える AI 構築のコンサルティング・開発に従事。
DATUM STUDIO 副社長 / 沖縄 IT イノベーション戦略センター 理事

【会場地図】



【申込方法】
こちらのフォーム又は QR コード
よりお申し込みください

【主催】 琉球大学グローバル教育支援機構
【協力】 大学コンソーシアム沖縄

大学の数理及びデータサイエンス教育の全国展開

令和2年度要求・要望額　12億円
(前年度予算額　9億円)
※国立大学法人運営費交付金の内数

文部科学省

背景・課題

✓ デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である「数理・データサイエンス・AI」の基礎などの必要な力を全ての国民が育み、あらゆる分野で人材が活躍する環境を構築する必要がある。

✓ AI戦略2019では、**2025年度を目標年度**として、**①文理を問わず、全ての大学・高専生（約50万人 卒/年）が初級レベルの能力を習得**すること、**②大学・高専生（約25万人 卒/年）が、自らの専門分野への応用基礎力を習得**することが掲げられているところ。

⇒

・これまでの全学部学生に対する全学的な数理・データサイエンス・AI教育の実施に加え、さらに**新たに25万人に対して、応用基礎レベルの教育を展開**する目標が設定され、対応できるカリキュラムを実装していくことが必要であり、その策定に当たっては**専門分野別の観点**も取り入れる必要。

・全学的に展開する基礎プログラムの構築は進んでいる一方で、**文系のみ、単科のみの大学等においては教員などリソースの確保が困難。**

・**2025年度までに、50万人・25万人が習得できることを目標**とし国公私立大学等への展開を**一層加速**する必要。

取組内容

✓ **6大学を拠点**として設置し、全学的な数理・データサイエンス教育を先行的に実施するとともに、拠点大学で形成するコンソーシアムにおいて、標準カリキュラム・教材を開発。

✓ **20大学を協力校**として設置し、全国の国公私立大学等への普及・展開を図るとともに、教えることができる教員を増やすためのFD活動を実施。

✓ さらに数理・データサイエンス教育の全国展開をより一層加速するため、対象大学が多い**特定地域について協力校を重点配置**するとともに、当該協力校の特色を活かして地方大学に対しても教育を展開。

・協力校（特定地域対応）　新規１０校

✓ 一方、専門分野別の観点を踏まえた**応用基礎レベル**の標準カリキュラムを策定するとともに、その教育を全国展開するために、新たに**特定分野協力校を設置**し、全ての学生が数理・データサイエンス教育を受けられる環境を構築。

・特定分野協力校　１０校（新規含む）

＋

数理・データサイエンス・AIの優れた教育プログラムを認定する制度の構築

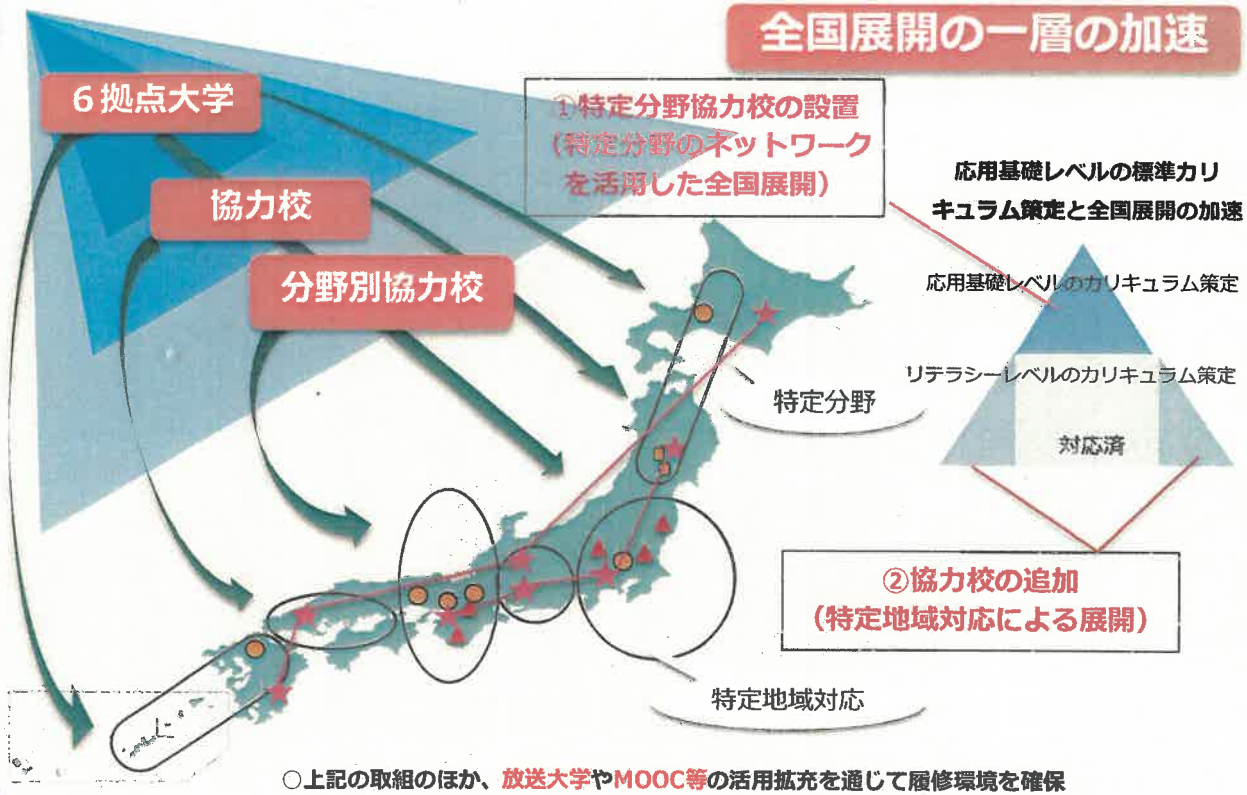

○上記の取組のほか、**放送大学**や**MOOC等**の活用拡充を通じて履修環境を確保

※放送大学においては標準カリキュラムに準拠した授業科目を制作予定(令和2年度要求)